

令和6年第3回定例会議事日程（第3号）

令和6年9月17日（火）

午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

太田文則 議員

横川清一 議員

岸本加代子 議員

向野倍吉 議員

角畑正数 議員

新保祐介 議員

令和6年第3回吉富町議会定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日 令和6年9月17日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 9月17日 10時00分
 応 招 議 員 1番 新保 祐介 6番 横川 清一
 2番 丸谷 宏一 7番 是石 利彦
 3番 角畑 正数 8番 岸本加代子
 4番 向野 倍吉 9番 矢岡 匡
 5番 太田 文則 10番 山本 定生
 不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|-------|---------|-------|
| 町 長 | 花畑 明 | 子育て健康課長 | 梅林 正典 |
| 副 町 長 | 和才 薫 | 上下水道課長 | 奥家 照彦 |
| 教 育 長 | 若山誠一郎 | 教 務 課 長 | 石丸 順子 |
| 未来まちづくり課長 | 別府 真二 | 建 設 課 長 | 軍神 宏充 |
| 総務財政課長 | 奥本 仁志 | 検査会計室長 | 奥本 恭子 |
| 住 民 課 長 | 南 博己 | 吉富保育園長 | 高尾 広篤 |
| 税 務 課 長 | 岩井 保子 | 吉富幼稚園長 | |
| 会計管理者 | | | |
| 福祉保険課長 | 友田 哲也 | | |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|---------|-------|
| 事 務 局 長 | 中家 立雄 |
| 書 記 | 小原 弘光 |

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり

議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（山本 定生君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（山本 定生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、岸本議員、矢岡議員の2名を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（山本 定生君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、質問を許します。質問は事前通告に沿ってお願いいたします。また、質問内容には責任が伴うことを十分留意するように重ねてお願い申し上げます。

質問者の質問時間は、答弁を含み50分以内ですので、時間内に終わるよう要点を簡潔明瞭に行い、また、答弁者につきましても効率的な議事運営への御協力をお願いいたします。時間の経過は議場内に表示されますので、消費時間を確認し厳守してください。

では、太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 皆さん、おはようございます。議員席5番の太田でございます。

本題に入る前に、一言言わせてください。先月、日本各地に甚大な被害をもたらした迷走台風10号により、竜巻で家の瓦が飛び、家が半壊・全壊された方や、土砂崩れ、川の増水で越水し、床下浸水、床上浸水等々の被害が各地に発生しました。一日も早い復帰を願うとともに、亡くなられた方へ心よりお悔やみ申し上げます。

本題へ入ります。

南海トラフ地震の前触れかと思わせる地震が、8月8日、日向灘を震源とする最大震度6弱の揺れが観測されました。吉富町は幸いにして大きな被害はなかったと思われれます。日本は地震大国です。いつ地震が発生するか分かりません。そのような事態が起こっても、避難路や緊急車両侵入路の確保、さらに、救援物資等の受入れがスムーズに行われるためにも、狭隘道路の整備を早急に必要な必要があると考えます。8月8日、地震発生後、特別な呼びかけの字幕がテレビ画面に出ていました。また、報道等で、南海トラフ地震が発生した際、全壊及び焼失の件数が209万4,000棟と予測しております。これらのことを背景に、通告文に沿って質問を行いますので、的確な回答をお願いいたします。

先ほども申しましたように、狭隘道路整備計画について、災害時（地震、火災等）に家屋が倒

壊したり、ブロック塀等が道に倒れたりすることで、緊急車両が通行できない、避難通路として役目を果たさない等の問題が生じることから、町道の拡幅は困難であるが、避けることができないものと考えて質問をします。

①狭隘道路拡幅工事箇所は42か所をリストアップしていますが、令和5年度時点での進捗状況を聞きます。また、令和6年度の工事箇所は何か所ですか。お答えをお願いします。

○議長（山本 定生君） 建設課長。

○建設課長（軍神 宏充君） お答えします。

狭隘道路は、道路の幅員が狭いため車両等が通行しづらく、生活の様々な場面において支障を来す場合がございます。議員がおっしゃったように、特に、災害時や緊急時における円滑な消火活動、救助活動、避難の妨げになる恐れがございます。本町もこの問題を一日も早く解消するため、自治会や地権者との協議を図っているところです。しかし、狭隘道路の路線数も多く、職員や財政的な負担も非常に大きなものとなっております。この財政的な負担を軽減するため、平成26年度から国の社会資本整備総合交付金を、京築地域でもいち早く活用し、事業を進めてまいりました。

先ほど議員がおっしゃった42か所をリストアップしたものは、補助事業に必要な狭隘道路拡幅整備促進計画でございまして、この計画は、自治会長や地元の地権者との協議を基に、集落ごとの家の立ち並びや、公共施設、工業地域、県道など主要な施設間との交通量や緊急路としての接続を考慮し、計画を策定しております。

御質問の進捗状況ですが、計画区間では、推計2億3,000万円の事業費により、42路線中、一部拡幅も含めると、22路線の道路改良事業を行っております。また、令和6年度の工事は、別府、土屋、直江地区の3路線、用地交渉は4路線、電柱移設3路線などを予定しております。

あわせて、地震時などに危険なブロック塀の撤去を推進するため、令和元年度より国・県事業を活用し、これまでに7件の危険ブロック塀の撤去を行ってまいりました。

以上です。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 今、担当課長のほうから答弁がありました。42分の22でよろしいんでしょうか。

○議長（山本 定生君） 建設課長。

○建設課長（軍神 宏充君） そのとおりでございます。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 予算的な問題もちろんあると思います。公金を使いながらもち

ろんやるのが一番、町の負担が減って、一番ベターだと思うんですけども、私が議員に当選してから、狭隘道路も幾度となく質問させていただきました。まだまだ選挙のたびだとか、時々用事があって各地区に行くんですけども、まだまだ狭隘道路が多々あるというふうに見受けられるんですけども、防災道路として新しく道を設けるのもいいし、拡幅するのももちろん大切なことだと思うんですけども、各地区のメイン道路をまず優先的に、そこを通せば、あと、枝として拡幅はしやすくなると思うんですけど、その点のお考えはどうでしょうか。

○議長（山本 定生君） 建設課長。

○建設課長（軍神 宏充君） 議員がおっしゃるように、本町には一級路線、二級路線、その他路線とございます。一級路線につきましては、もう本当にメイン、県道であつたり、施設の主要なところを結ぶという一級路線が5路線、そして2路線、二級路線といたしまして、集落が25戸以上の集落間を接道するその路線が32路線ございます。そのほかは、地区ごとの、俗に言う村中道路という位置づけになっております。確かにそれぞれの道路、一級、二級、その他道路、拡幅できて、まずは一級、二級を、今、4メートル未満のところもございますので、せめて町としては推奨する5メートル以上、先ほどの消防車であつたり、緊急車両、救急車が通れる、そして活動が十分にできる5メートル以上を確保したいというふうに思っております。そこをいち早く拡幅することによりまして、災害時であつたり、もし御病気になるとき救急車を呼ぶときにも、いち早く現場まで駆けつけることができるということで、一日も早くこの主要幹線につきましては拡幅したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 先ほど拡幅工事に関して、自治会だとか地権者というお話がありました。確かに自治会の要望だつたりとか、地権者の土地をもちろん譲ってもらうから、もちろん許可というか、承諾が必要なんですけども、そういった中で、例えば、周りに家があつたりすると、なかなか立ち退きというのは高額な費用が発生しますよね。そういった場合にどのような拡幅を考えているのか、お答え願えますか。

○議長（山本 定生君） 建設課長。

○建設課長（軍神 宏充君） 大きくは二通りあるというふうに考えております。まず、モデル地区ではないんですが、その路線全路線を全て拡幅していくパターン。それと、もう一つは、できるところから拡幅を進めていくパターンという二パターンです。先ほど議員がおっしゃったように、財政的にも建物をかけるというふうになりますと、かなり高額な補償費の問題が出てきます。こうなると、1路線平均的にメートル10万であつたり、20万円ぐらいの工事費を投じて道路拡幅改良工事を行っていくんですけど、一つの家屋、建物の補償だけでも、かなりの路線の延長を

整備するということができます。先ほど言いましたように、一級幹線、どうしてもここはしないといけないんだというふうな位置づけであれば、全て建物の補償をしながら進めていくことも必要かと思うんですが、当然、村中の二級であったり、その他路線というのは離合ができない、先ほどの緊急車両が速やかに入って活動ができるということが重要でございまして、そのためには離合場所を確保するというので、ある程度村中の奥まで入っていくことができますし、当然そこに住まれている方々も、生活の道路として通ることができるようになっていきます。そういう面からいいますと、建物をかけるのではなくて、敷地を頂いたり、畑であったり田んぼ、そういうところを頂いて、ブロック塀とか塀などは建て替えの補償、工事ですね、を行うんですが、それをするによって、建物の補償をするよりかは、少しの工事費でより長いスパンの工事をできるということになりますので、そちらのほうを町は、今、実施しているところでございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 確かにいろいろハードルが高いと思います。メイン道路、先ほど言ったように、そういった消防車、救急車のナビに対象者の家が載るように、そうすると緊急車両が入れますんで、速やかな工事を、予算ももちろん必要であることなんですけど、それと並行しながらやっていただきたいなというふうに思っております。

ということで、2番目の質問に移ります。

町内、先ほど言いましたように、42か所の狭隘道路があるということで、災害があれば通行不能になるリスクの高い狭隘道路がたくさんありますが、この計画では触れていません。この道路の拡幅についてのお考えをお聞かせください。

○議長（山本 定生君） 建設課長。

○建設課長（軍神 宏充君） 少し先ほどの答弁とも重複するところがございますが、先ほどの計画を策定した路線のほかにも、多くの狭隘道路が存在しております。本町では、全路線が最新版で327路線ございます。そのうち、4メートル未満の路線が約4割というふうになっております。この路線につきましては、毎年の自治会要望により自治会長と協議を行いながら、随時狭隘道路の拡幅、整備、促進計画の路線に追加し、解消を図っているところでございます。また、個別案件としましては、農地の転用や家の建て替えの申請時には、早急に建築前に自治会長や地権者との協議を行わせていただき、内諾が得られれば、先ほどの計画の策定や予算化を進めているところでございます。

今後も、狭隘道路の拡幅工事を推進し、安全で安心な生活環境の形成や、また、SDGsの11番目の目標「住み続けられるまちづくり」の達成にも寄与してまいりたいと思いますので、ぜひとも自治会や議員の皆様方、そして、地域の皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 前向きな答弁だったと思います。結局そういう枝分かれ、小さいところ、意外と、何というか、無視されがちなんですけども、そういったとこまで気を配って、もちろん自分の、担当課が思っている、地権者、もちろん相手側がいることなんです。そういったこの承諾をもらうというのが一番ちょっとハードルが高いかもしれませんが、それに負けずと頑張っただけいたらというふうに思っております。

町長に確認したいんですけども、この狹隘道路の拡充に関して、町長はどのように考えているのか、道路整備をしていきたいのかを、考えをお聞かせください。

○議長（山本 定生君） 町長。

○町長（花畑 明君） 私の考えということなんですけども、もちろん太田議員がおっしゃるように、救急車、消防車、これがもう第一だと思っております。私の近くの喜連島地区のところでも、病人が出たときに、自宅まで救急車が行けないんですね。100メートル以上離れたところに止めて、それで、そこの息子さんがお母さんをおんぶして消防車のところまで行っていたその風景も、景色も頭にしっかりと残っていますので、こういうことがないように、少しずつかもしれませんが、議員も御理解いただいていると思います。なかなか相手がおることあります。もとより吉富町は小さな道路がたくさんございました。随分以前の町長さんたちは、この小さな曲がりくねった道路のほうがいいと、スピードも出さなくて子供も安心して育てられるんだというようにも言っていたように記憶しております。太田議員おっしゃるように、やっぱり主となる道路をまず整備をして、それにつなぐ道を随時これからは確保していきたいなと強く思っています。

以上です。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） そこで、私、以前から、かわまちづくり事業に関して反対をしております。皆さんも記憶にあるかどうか分かりませんが、河川敷に、竹下内閣のときに、あれ何ですかね、ふるさと創生事業交付金で、各自治体にそれぞれ1億円の交付金が下りました。当時の町長が誰か私もよく知らないんですけど、そのときに、ローラースケート場とテニスコートを造ったのではないかと思います。そのテニスコートが、最初はもちろん新しいから利用者が多いですね。川の増水だとか、梅雨時の増水だとか、台風で山国川がもちろん増水しますよね。そのたびにつかって、流木だとか、土砂だとか、石ころだとか、いろんなものがそこに蓄積してしまう。年を重ねることによって、結局そのコート面が剥がれて、補修できないような状態になってしまった。もうそれが38年前に造った事業ですよ、交付金を活用してですね。それ

をまた、今、地球温暖化の中でかわまちづくり事業をやろうとする。今年も猛暑ですよ。東地区は——関東地区ですね——ゲリラ雷雨、西地区、こちらのほうは雨が少雨。そういう同じ日本で、気候の違いがもう明らかに出ているわけですよ。そういった中で、何が言いたいかちゅうと、そのかわまちづくり事業をこの狹隘道路のほうに予算をシフトして、一日も早い狹隘道路の整備をして、町民が安心、安全に暮らせる、そういうまちづくりが必要じゃないんですか。その点どうでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（山本 定生君） ちょっと通告と、関連質問ちゅう形でよろしいですかね。じゃあ、副町長。

○副町長（和才 薫君） 総合的な判断と昔のお話も絡めましたので、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、当時の竹下内閣のときの1億円というお話も出てまいりましたが、それを今、批判するのはいかなものかなと思っております。それは、その当時の町民の皆様、議員の皆様が納得をして予算を執行したものだというふうに考えておりますので、今現在その賛否を問われましても、私どもが答えるべきではないし、過去40年ほど前の話を今になって右だ左だというのは、おかしいものではないのかなと思っております。

そういった意味を踏まえまして、先ほどかわまちのお話も出ました。当然、狹隘道路とかわまちがどちらが大事ということは考えておりません。建設課は狹隘道路を、私も建設課、長うございましたので、第1番目、2番目で考えております。まず1番、太田議員のお膝元、まさに御自宅の前の道路も、もう既に何十年もどなたが反対されているのか分かりませんが、前向きに行きません。ぜひ地権者の一人として、私たちどもはその道も広げたいと思っておりますので、旗振り役として、この狹隘道路の推進にまず御協力をいただきたいと思っております。

かわまちにつきましては、狹隘道路とはまた別の次元で、しっかり皆様が今、お声を、今の方のお声を聞いて、粛々と進めていきたいと思っております。かわまちはかわまち、狹隘道路は狹隘道路として、どちらもしっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 太田議員、もう3問行きますが、よろしいですか。気をつけてください。

○議員（5番 太田 文則君） はい。ぜひ前向きに検討していただいて、狹隘道路の一日も早い拡幅工事を願って、次の質問へと移ります。

職場環境改善について。

今年の3月議会で、私のほうからある質問をさせていただきました。そのときに担当課のほうから、休暇の取得率が向上しているという答弁がありました。そのことは本当大変素晴らしいことだと思っております。福利厚生の実を充実を図ることで、今、売手市場と言われている、そういつ

た中で、優秀な人材の確保、少しでも福利厚生を充実を図れば、受ける人も増えてくるんじゃないかというふうに思っております。そういった観点から、さらに職場環境改善に努めていきたいという考えで質問をいたします。

まず、①令和3年度から令和5年度までの管理職と管理職以外の職員における有給休暇取得率と、リフレッシュ休暇ですね。同じく3年から5年までのリフレッシュ穫休暇の取得率を伺います。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） まずは、有給休暇の取得率についてのお答えをいたします。

一般的に有給休暇の取得率と申しますと、一年に付与される休暇日数に対して、どれだけ取得をしたかという割合をいいますので、これに沿ってお答えをいたします。管理職の取得率は、令和3年が21.7%、令和4年が22.4%、令和5年が40.8%となっております。また、管理職以外の職員の取得率は、令和3年が37.1%、令和4年が33.5%、令和5年が40.0%となっております。いずれも令和5年が最も取得率が高くなっており、向上しております。

次に、リフレッシュ休暇です。管理職の取得率は、令和3年が12.9%、令和4年が17.5%、令和5年が25.0%となっております。管理職以外の取得率は、令和3年が38.1%、令和4年が56.1%、令和5年が56.6%となっており、こちらも令和5年が最も取得率が高く、改善をしている状況でございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 一般の有給休暇の取得率が確かに向上しているのは分かりますけど、この向上、例えば、令和4年度と5年度と比較した場合、かなり上昇しているんですけども、そういった上昇した理由というのは、例えば、こういう公務員の方はよく分からないんですけど、労働基準監督署からそういう指導があったのか、何らかの要因があると思うんですけども、向上した理由、分かれば教えてください。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） まず、労働基準監督署等からの指導があったのかという点についてでございますが、そういった指導は全く一切ございません。

取得率が向上した理由と申しますと、様々な要素が絡んでいるとは思いますが、主な理由と私どもが考えていることについてお答えをさせていただきます。

まず1つ目には、職員数の増員等による職員の負担軽減というものが挙げられようかと思えます。令和3年度につきましては、派遣を除き72名という職員数でスタートをしております。皆

様も当時を思い出していただければと思うんですが、前の年からのコロナ禍が続き、感染の波が何度も起こり、感染者数の増減や医療現場の逼迫が連日ニュースとなる状況でありました。町においても、様々な感染対策に加え、ワクチン接種が始まり、住民支援のためのコロナ交付金による様々な追加事業も重なって、仕事が絶え間なく舞い込む中で、その当時は使命感に燃えて、職員もこの難局を何とか乗り越えようと、連日夜遅くまで精いっぱい頑張ってきた時期でもございます。町民の皆様からもたくさんの感謝のお言葉もいただき、当時は、まさに職員冥利に尽きるという思いではありましたが、振り返れば、職員にとっては本当に厳しい状況であったなというふうに感じております。そうした状況を少しでも軽減できるようにと、令和4年度は、定数いっぱいの81人まで職員を増員いたしました。その令和4年度は新規採用職員が多くなり、また、業務に慣れていないという状況に加えまして、80周年記念事業を実施したこともあり、組織全体として引き続き休暇取得の余裕がない状況でありましたが、令和5年度になり、前年度に入庁した職員も業務に慣れてきて、組織としても業務が全体的に落ち着いたことで、その効果が現れてきたものと考えております。

2つ目は、休暇の取得推奨です。休暇に関しては、これまでも計画的な取得を促す通知を出したり、年末年始の休暇取得推奨などを実施したりしておりました。しかし、コロナ禍における業務量の増加等に伴い、以前より休みづらいという、感じるような環境になってしまった状況も見受けられましたので、特に令和5年からは取組を強化し、人事から休暇取得を促す職員向けのメッセージを何度も定期的に発し、所属長には誰もが休暇を取得できるよう、業務の課内での協力、調整を要請するなど、休暇を取得しやすい環境づくりに努めております。

また、これは町長からの計らいでもありますが、年末年始に限らず、ゴールデンウィークやお盆の時期についても、各課で調整をしながら交代での休暇取得の推奨を行っております。このほか、新規採用職員に向けての研修において、休暇制度の説明を取り入れるとともに、既存の職員向けにも改めて休暇制度の周知を行うなどの取組も実施をいたしました。

3つ目は、勤怠管理システムの導入です。令和5年の休暇取得からシステムを導入をしたことで、各課の勤務状況や休暇の取得状況が人事側でもリアルタイムに把握できるようになりましたので、常に状況を確認しながら、必要な対応を取ることができるようになったという点も大きいのかなというふうに考えております。

こうした取組によりまして、組織として全体的に休暇を取得しやすい環境に改善をしてきたことが、取得率向上の要因であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 各課によっていろいろ、時期によって忙しい時期だとか、いろい

ろもちろんあると思います。年末になれば下水道課も忙しいでしょうし、建設課も忙しいでしょうし、その課の職員たち、課員というんですかね。その課員さんたちの協力ももちろんしかりだと思っんですけども、今、話聞くと、リアルタイムに総務財政課のほう管理して、休暇の少ない人に関しては、所属長に休暇の取得を促すようなことを言っているということなんで、それが一つの向上しとるんじゃないかというふうに私は思っております。さらなる休暇の取得率を上げるように努力していただいて、次の質問、2番目の質問へと移ります。

本町が目標とする休暇取得率があれば教えてください。もし直近において未達成であれば、達成するための具体的な方策について教えてください。よろしくお願いいたします。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 本町が目標とする休暇取得率につきましては、特定事業主行動計画という計画におきまして、令和7年度に25%という目標を掲げております。これは、先ほど申し上げました一般的な有給休暇の取得率の計算でいいますと、おおむね50%に相当するものでございます。令和5年度は、全体としての取得率は40.2%でありますので、まだその水準には達してはおりませんが、令和6年度、今年度につきましても、現時点で今のペースでいけば、昨年以上の取得率となるような見込みとなっております、目標には近づいていっているというふうに感じております。

現状としましては、改善傾向が続いておりますので、これまでの取組を地道に継続をして、より休暇を取得しやすい職場環境を構築していくことが何よりも重要であるというふうに考えております。具体的には、人事側からの休暇取得の推奨や、休暇を取得しやすい環境づくりのための管理職の意識の向上、こういったものに引き続き取り組むとともに、休暇を取得できていない職員への個別のケア、こういったものもしっかりと行っていきたいというふうに考えております。

また、今議会で提案をさせていただいております条例定数の増員、こちらが実現すれば職員数の増加も見込まれますので、休暇が取得しにくい多忙な職場に適正に配置をすることで、職場環境、こういったものを改善できればと考えております。さらには、人事として休暇取得に関するアンケート調査を行い、職員の声を聞くことで、さらなる改善点を探っていければということで、現在準備を進めております。

これらの取組を通じまして、休暇取得率の目標を達成したいというふうに考えております。

「職員が幸せでなければ町民を幸せにはできない」。これは、町長が就任当初から事あるごとに口にされていることでもございます。職員には休むときにはしっかりと休んでいただき、心身ともに健やかで明るく元気に、町民の皆様のためによい仕事をしてもらえるように、そして、幸せに感じられる日々を過ごしていただけるように、今後も組織全体で職場環境改善に取り組んでまいります。太田議員には職員に対して御心配をいただきまして、誠にありがとうございます。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 先ほど答弁の中で、50%の取得率を目指しているというような、50%ということは、10日取得ですよ。月1休むという取得率を考えれば、60%の12日が妥当だと考えているんですよ。10日だと、確かに取得率は前に比べると向上はちゅうか、上昇はするけども、月1休んで有給を与えるというか、休ませるとというのが、大体公務員は4週あって、土日入れたら8日休みがあるわけですよ。その中で祭日が例えばあったら、今月みたいに祭日があると、2日祭日があるじゃないですか。そうすると21日ですよ。21日で、極端に言うと、ちょっと9月に今月休暇を取れば、20日労働という計算になるんですね。これは今月は極端ですけども、そういった感じで月1休ませるといような検討はされてみませんか。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 今、掲げております目標と申しますのは、令和7年度に向けた目標で、現状を踏まえてこの程度の目標まで何とか上げていきたいという思いでありました。国のほうにおきましては、おおむね70%を目標にしようというような声かけも行われているような現状もございますので、私どもとしましては、それに向けて少しでも上げていけるように、月に1回というのはなかなか仕事の忙しい時期とかいうのもありますので、なかなか難しいんですけども、取得率としましては、先ほど言いました月1日の12日、いわゆる60%ですね。それを超えるような数字を目指していければなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 先ほど福利厚生充実を促すことによって、優秀な人材の確保ができる、できるのではないだろうかということをおっしゃっていただきました。町長が宣言している脱炭素ですね。我が町は、町内から通勤されている方がほとんどではないかと思われま。そういった方に、例えば、健康にもつながるんですけども、自転車通勤をさせるんですよ。させるっちゃあ、ちょっと言い方おかしいんですけど、自転車通勤に変えてもらう。そうすると、CO₂出さないわけですよ。もう脱炭素にもうもってこいだと思うんですよ。そういったものと、そういったことに関してプラス手当を支給するとか、あとは、アニバーサリー制度を設ける。例えば、勤続25年、35年の方に、例えば5日なり、5日から7日の休暇を与えて、旅行券なり商品券を与えて、奥さんと家族で旅行に行きなさいとか、そういう制度もやれば、福利厚生、もちろん給料面が一番ウェイトが高いんですけど、今はちょっと会計任用職員が多いので、なかなかラスパイレスの見直しができないと思います。今後、職員数が、今度提案されている条例が変われば、またおのずとラスパイレスの見直しができると思いますけども、先ほど私が言った制度について、

担当課長、どうでしょうか。

○議長（山本 定生君） どこが言う。総務。総務、副町長、どっちが行く。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） いろんな御提案をいただきました。ありがとうございます。自転車通勤につきましては、いろんな生活スタイルをお持ちの職員もおられますので、例えば、子供さんのお迎えとか、買物とか、いろんな用事もその後にあたりもすると思いますので、いろんな事情があるかと思しますので、健康づくりに努めましょうというところは必要なことだと思いますので、何かしらそういった呼びかけは検討できるのかなというふうには思っております。

また、取得の勤続年数によつての記念品の贈呈等、長期勤続25年以上の場合には、職員表彰という制度も実はございます。ございますので、そこで休暇を取つて旅行に行つてきてくださいと。休暇自体は今もリフレッシュ休暇で5日間取れますので、連休と合わせれば10連休ぐらいは取れる状況にも現在もありますので、そういったものを取得推奨を図つていければ、十分にそういった目的も達成できるのかなというふうを考えておりますので、今後ともいろいろと考えながら、また、議員の皆さんの御意見もいただきながら検討していければというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 政府も打ち出している働き方改革、改革ですよ。もうここでやるしかないと思う。ぜひ期待して、一般質問を終わります。

.....

○議長（山本 定生君） 横川議員。

○議員（6番 横川 清一君） 議員席6番、横川清一です。通告に従い質問をいたします。

まず、带状疱疹ワクチン接種費の助成についてです。

この带状疱疹については、最近、テレビでも相談広告、あるいは、週刊誌でも特集を組まれており、よく見聞きするようになりました。国も令和5年度から、国の補助事業として、このワクチン接種の助成について始めました。成人の90%が水痘・带状疱疹ウイルスを保有し、50歳以上で発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症されると言われています。また、重篤になると失明したり、顔面神経痛が残ったりする後遺症があるそうです。そういうことを踏まえて、町民の方が、少し情報が入ってきたので不安になってきたのではなかろうかと推察いたします。

まず、町民の方から、吉富町にも带状疱疹ワクチン接種費の助成事業を行つてほしいとの要望があつたでしょうか。町にはこのような相談がありましたか。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林正典君） まず、予防接種については、定期接種と任意接種とがありますが、帯状疱疹ワクチンについては、任意接種に位置づけられております。

定期接種と任意接種の違いを簡単に申しますと、予防接種法により接種することが勧奨されているワクチンが定期接種に該当し、その他のワクチンが任意接種とされております。定期接種については、国や自治体が費用を負担し、万が一接種により健康被害が起こった場合も、予防接種法に基づく救済措置が取られることに対し、任意接種の場合は、費用は自治体によって独自に助成することはありますが、原則自己負担で、救済措置も異なる制度によるものとされております。

また、定期接種の代表的なもので申しますと、日本脳炎や五種混合などの小児ワクチンのほか、高齢者対象では、肺炎球菌やインフルエンザワクチンが定期の接種に当たります。一方で、任意接種の代表的なもので申しますと、おたふく風邪や帯状疱疹ワクチンなどがございます。

いずれの接種も疾病予防を目的とした接種となりますが、定期接種が国や地方の政策に基づき、特定の疾病予防のために定期的に行うことで集団免疫を促進させることに対し、任意接種は、個人の意思に基づき、追加の予防策を取るために行うものであり、個人の健康状態や感染リスクを考慮して、必要な場合に個人の判断で受けることができるものです。

具体的に各種予防接種事業については、保健衛生事業全般を管轄するあいあいセンターの所管になりますが、御質問にあります町に対しての問合せ、御要望については、高齢者インフルエンザワクチンや肺炎球菌ワクチンなどと同様に、帯状疱疹ワクチンについても、今年に入り、数件の問合せを受けております。問合せの主な内容としましては、どのワクチン接種においても助成を行っていますかというような内容は多いようにはありますが、帯状疱疹ワクチンの助成を要望すると、そういった声までは現在まで届いてはおりません。

以上です。

○議長（山本 定生君） 横川議員。

○議員（6番 横川 清一君） 助成をしてほしいという要望はなかった、帯状疱疹について不安があったので相談があったという理解でよろしいですね。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林正典君） 先ほど答弁でも言いましたが、どのワクチン接種においても助成を行っていますかというような問合せの内容が多いようでございまして、助成を行ってほしい、助成を要望するといった声までは届いていないということでございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 横川議員。

○議員（6番 横川 清一君） 2番目に移りますが、現在の福岡県の助成事業ですが、令和5年から始まりまして3市、令和6年から6市町村、今、9市町村で助成事業を行っています。近

隣でいいますと、中津市さんが今年から始め、宇佐市さんも始めたようです。50歳以上が発症率が高くなるということを考えますと、我が吉富町は24年の1月1日で6,607人、50歳以上が3,319人で、人口の半数以上が50歳以上。ちなみに、65歳以上が2,060人で、高齢化率は31.18%になります。このことを見ますと、費用対効果は大ではなかろうかと私は思います。

それで、高齢者にとってワクチン接種、生ワクチンと不活性化ワクチンがありますが、生ワクチンは1回で福岡県の平均でいきますと7,000円から1万1,000円、不活化ワクチンは2回接種ですが、1回が2万円から2万3,000円になっています。これは高齢者にとっては重い負担となっておりますので、ぜひ来年度から、今年度の補正予算はちょっと無理だと思うんですが、来年度からの接種費用の一部を助成するという点については、どうお考えでしょうか。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林正典君） 先ほど申しましたように、带状疱疹ワクチンは任意の接種に当たり、定期接種とは異なり、接種を勧奨するものではなく、個人の意思に基づき追加の予防策を取るために行うものとなりますが、実際に带状疱疹にかかった場合、状況によっては重症化することもありますし、痛みがひどい方では、皮膚の症状が落ち着いても、痕がしばらく残ってしまうということもある深刻な病気でございます。また、議員も先ほど申しましたが、带状疱疹の原因は水ぼうそうと同じウイルスで、日本人の成人90%以上の体内に潜んでいると言われ、加齢や疲労、ストレスで免疫機能が低下するとウイルスが活性化して、带状疱疹を発症することがあり、発症率は50代から高くなり、80歳までに約3人に1人が発症するとも言われている病気でございます。

ワクチン接種費用については高額となります。一般的な带状疱疹ワクチンは、先ほど言われましたが、生ワクチンと不活化ワクチンの2種類がございます。接種割合が圧倒的に多いのは不活化ワクチンのほうになりますので、そちらのほうで申しますと、1回の接種費用が2万円から2万3,000円、回数は一定間隔を分けて2回接種となりますので、合計では4万円から4万6,000円ほどかかるものでございます。もう一方の生ワクチンについては、接種回数1回で7,000円から1万1,000円ほどで打てるものでございます。発症予防効果については、不活化ワクチンのほうが高いワクチンとなることから、高額であっても不活化ワクチンを選択される方が圧倒的に多いようでございます。

御質問のとおり、高齢者の方々にとりましては、接種費用は重い負担になるものと思っておりますし、そのことで接種をちゅうちょされる方もおられるのではないかと思います。一方で、多くの方の体内にウイルスが潜み、発症するおそれがあることなどを考えますと、任意接種とはいえ、接種を希望される方もおられると思っております。

このような中、助成事業について、近隣の状況を申しますと、京築管内ではどの自治体も実施はしていませんが、中津市、豊後高田市では本年4月より開始し、宇佐市においては9月より行っていることも承知しております。町としましても、5月、6月くらいから定住自立圏の関係もあり、中津市からも情報をいただいて、接種費用の助成について話し合いを行ってきております。具体的には、年明け1月からの実施に向けて、医療機関との調整など準備を進めてきたところではございますが、助成するに当たっては、当然財政面での検討も不可欠となります。町民サービスをより向上させるためにも、財政面の不安は払拭すべきであり、そのためにはいろんな方法を考え、特に企業版ふるさと納税等による自主財源の獲得に向けても、積極的な働きかけが必要になるものと考えております。町民の福祉の向上、健康の増進は、明るく元気な町であり続けるために欠かせないものであり、そのための取組にもなりますので、現時点でははっきりとお答えできる段階ではございませんが、御理解をいただきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 横川議員。

○議員（6番 横川 清一君） 前向きなお話ありがとうございます。ぜひ、吉富町は福祉政策が本当に充実して、私どもは、ほかの自治体に行っても誇らしく思っております。ぜひこのワクチン接種の助成についても前向きに進めていただいて、福祉の町である吉富町をもっとPRしていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（山本 定生君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時とします。

午前10時49分休憩

午前11時00分再開

○議長（山本 定生君） 休憩前に引き続き再開いたします。

岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 8番、岸本です。今回、3点について質問をいたします。

まず1点目、交通弱者対策についてです。

来年度以降、巡回バス廃止の方向が示されていますが、デマンドタクシーの料金減免対象者外の利用者にとっては、3倍に料金がかかります。これらの町民の皆さんへの支援についてお聞きしたいということで通告しております。

さきの予算決算委員会の質疑の中で、減免対象者の拡大が示されました。まずは、その内容をもう一度報告していただきたいことと、そのほかにも支援策をお考えでしたら、その報告をお願い

いたします。

○議長（山本 定生君） 住民課長。

○住民課長（南 博己君） まず、岸本議員と認識を合わせておきたいのですが、交通弱者とはどういう方を指し示しているのでしょうか。お教えいただくと答弁しやすいのですが。

○議長（山本 定生君） 反問権かい。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） これが反問権ですかね。

○議長（山本 定生君） いや、反問権は、うち、ないんで。

○議員（8番 岸本加代子君） 私が考えている交通弱者という人たちというのは、思うように行きたいところに行けない方です。

○議長（山本 定生君） 住民課長。

○住民課長（南 博己君） ありがとうございます。私としましては、交通弱者とは、公共交通機関の利用が困難な土地に住んでいる方や、自家用車両を所有していない等の理由で交通手段に制約がある方、または高齢者や子供、障害者といった事故に巻き込まれやすい方と認識しておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、お答えいたします。

現在、デマンド型乗合タクシーの減免対象者は、小学生未満が無料、70歳以上の方、身体障害者手帳1級・2級、精神保健福祉手帳1級、療育手帳をお持ちの方、及び介助が必要な方の介助者は1名まで、母子手帳取得から産後1年間までの妊産婦の方、及び同じ世帯に属する小学生までの子供さん、小学校就学前の子供を家庭で保育している方、及び同じ世帯に属する小学生の子供さんにつきましては、お一人1回100円で利用することができます。

令和7年度からは、お一人1回100円の対象者に、「理由があり自動車を取得することができない方で申請により認められた場合」という内容を追加する予定としております。

巡回バスを利用される方の多くは、高齢や持病などの理由があり、御自身で自動車を運転することができない方であると考えられますので、新たな減免対象者を設けることで、ほとんどの方が1回100円でデマンド型乗合タクシーを利用いただくことができるようになるものと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほど交通弱者の認識の中で「はい、それでいいです」と言ったんですけど、一点ちょっと違うのが、車を所持していたとしても、何らかの理由で使えない状況にある方も加わるかと思えます。今、新しい減免対象者の方の報告がありました。課長の答弁というか、課長の認識では、これでほとんどの人たちが100円で使えるのではないかというふう

なことを言われたかと思います。ちょっと確認したいんですけど、申請のときに、確認というか、こういう場合どうなんでしょうか。ケース・バイ・ケースというんですかね、いろんな事情があると思うんですよね。例えば、車を所持しているというのは、個人なのか、あるいは家族なのか。家族は乗っていたとしても、その家には車があっても、その方が車を使って、日常的に車がない状態があれば、やっぱり大変困るわけで、全体的にまとめて言いますと、この減免、料金減免対象者に対しては、来年度以降、ケース・バイ・ケースで申請に応じて検討していただけるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（山本 定生君） 住民課長。

○住民課長（南 博己君） 先ほど申しました、「理由があり自動車を所持することができない方で申請により認められた場合」というのを令和7年度から追加する予定としておりますが、実際理由があり、いろいろ、先ほど議員もおっしゃったように、ケース・バイ・ケースの事例があると思います。その内容につきましては、申請書を頂き、こちらのほうで内容を確認してから、減免対象になるのかならないのかという判断をさせていただこうと思っております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 分かりました。よろしく願います。

ここにもう通告はしていないので、答弁は求めませんが、私、質問書を準備するときに思ったんですけど、そうすると、新たに申請というか、何ていうか、登録ですね。登録する必要がありますよね。登録する。今まで登録していない人が登録する。そういう要望を、私、いただいているわけじゃありませんけれども、その登録についても、なかなか行きたいところに行けない人たちにとって、役場にそういう登録に行くということが困難な場合は、例えば、地域で登録相談会を設けるとか、何ですか、委任してできるとか、何かそういったような支援も必要ではないかなというふうに思いました。このことについては、またいろいろなことを考え、議論していきたいなと思っております。

そのこの項目の2番目です。私、「努力義務とされている地域公共交通計画の策定」と書いたんですけども、その後ちょっといろいろ調べていましたら、これはもう努力義務ではなくて、自治体がもうつくらなければならないというふうになっていて、その中に、協議会に住民代表を加えることになっているというような文言の文章を読んだんですけども、実際そうなのでしょうか。まず、そこをお願いいたします。

○議長（山本 定生君） 住民課長。

○住民課長（南 博己君） 議員のおっしゃる努力義務の件なんですけども、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律のほうで、第5条があります。その中で「地域公共交通を作成するよう

に努めなければならない」とありますので、それを私どもは努力義務というふうに認識しております。

それと、もう一つの質問です。協議会のほうに当事者のほうを入れるかということで、こちらにつきましても、まず、大変失礼かとは思いますが、交通弱者の代表という方は、例えば、どういう方を指し示しているのかということをお聞きしたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（山本 定生君） どうですか。質問をされていますけれど、よろしいですか、岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） いいです。

○議長（山本 定生君） じゃあ、岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 実際に困っていらっしゃる方、たくさんいらっしゃると思うんですけど、じゃあ、どなたに頼むかと、それに入ってもらおうかということになりますと、社会福祉協議会だとか、民生委員さんだとか、そういった方々に相談して了解を得ながら、代表と言ったらおかしいんですけども、そういう方たちの意見を反映させるので、そういう人たちは私は想定しております。

○議長（山本 定生君） 分かりました、住民課長。じゃあ、住民課長。

○住民課長（南 博己君） ありがとうございます。こちらも、例えば、地域住民代表の方である吉富町自治会長会会長、同副会長、寿会連合会会長、吉富町民生委員、児童委員協議会会長、吉富レディース会長が地域住民の方、交通弱者と思われる方の個々の声を吸い上げ、会議に参加していただいていることから、交通弱者の代表と判断させていただいております。

それでは、お答えをいたします。

これまで本町では、地域公共交通に係る課題解決のための施策や事業を、町の総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略などの計画において定め、着実に取組を進めてまいりましたので、現在のところ地域公共交通計画は策定しておらず、今後の策定の予定もありません。

しかしながら、地域公共交通計画は、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにする構想計画であり、基本的に全ての地域公共団体において、その策定や実施は努力義務とされておりますので、今後、必要に応じて策定を検討したいと考えております。

また、もし今後、この計画を策定することがあった際の内容の審議につきましては、新たに協議会を設置することはせず、既存の吉富町地域公共交通会議において進めてまいります。地域公共交通会議には、先ほど申し上げた地域の代表である自治会長をはじめ、寿会、民生委員、吉富レディースの各会長に委員として参画いただいておりますので、その方々が利用者の方の声をお聞きになり、会議に参加していただいているものと考えておりますので、地域住民の意見等が包括的に十分に反映されているものと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） まず、地域公共交通計画の策定の位置づけが、私と執行部とでちょっと若干ずれがありそうなので、私のほうの勘違いかもしれないです。私は努力義務があるというふうに認識して通告したんですが、その後、いろんな文献を読んではいたら、昨年の法改正で、これはもうつくらなければならないとなっていて、そして、その中に、住民の代表を加えるようにというような記事というか、図式を見たんですね。それで、ちょっとこれ、私の認識が間違っていたなと思って、今日、訂正しながら質問しようと思っていたんですけど、そのところは、また後で一致できるようにしたいと思います。私も私が正しいですとは言いません。間違っているかもしれませんので、ちょっといろんな文献調べながらすり合わせたいと思います。

その上でなんですけど、この交通政策というのは、本当にまちづくりの土台だと思うんですね。人権の問題でもあります。行きたいところに行けないという、そういう大きな問題を含めた問題だと思うんですね。だから、単に、今、困っている住民を支援するというだけではなくて、町の中がそういったふうに、利便性というんですかね。そういったふうに行きたいところに自由に行けるような町をつくっていくというところでは、まさにまちづくりの一つだというふうに考えております。

研究者の意見とか幾つか読んだりしたんですけども、やっぱりこういう公共交通に頼らなければ暮らせない人たちの代表を加えていく。先ほどその人たちの声を吸い取っているであろういろんな団体の方を入れているとおっしゃっていたんですけども、実際には、やっぱりその人たちの生の声を協議会が聞くという、協議会の委員に入れなければ、そういった機会を設けるとか、そういったことをしていただきたいなというふうに思っております。これはそこでとどめます。

次の質問に行きます。熱中症対策です。

記録的な猛暑の中で、今年度、様々な取組がなされたと認識しております。その教訓と、次年度に向けて検討していくべき課題もあるかと思っております。町として教訓と課題をどのように考えておられるのかお聞きいたします。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林正典君） 近年、温暖化は日々進んでいると言われており、気象庁のデータから見ましても、平均気温は年々上昇しております。特に昨今の夏の暑さは異常な暑さだと皆さんが感じているように、熱中症にかかるリスクは非常に高まっており、町としましても、社会活動の在り方などを見直していく必要があると認識しております。同時に、一般的な外出や屋外での運動についても場合によっては控えるなど、夏の過ごし方そのものを社会全体が見直す時期に来ていると感じております。

このような状況を踏まえ、広報よしとみ8月号では、4ページにわたり特集を組みまして、熱中症にならないための予防行動の啓発や、熱中症になってしまった場合の応急処置の方法、食生活改善の面から、夏を乗り切るための夏バテ予防対策の紹介などを掲載いたしました。また、防災無線では、毎日のラジオ体操の放送と合わせて熱中症の注意喚起を行うなど、町民の皆様への啓発活動にも積極的に取り組んでおります。

夏場のイベントにおいても、事前の対策として十分な検討を重ねて実施しております。5月下旬に商工会主催で開催されました春まつりでは、来場者のために日陰となるテントを例年以上に設営したほか、司会者による熱中症予防の声かけ、スタッフ向けには十分な水分補給、帽子をかぶるなどの呼びかけを行いました。スポーツ協会や子供会主催事業においては、給水時間の設定や塩分補給などの対策を講じて実施したところであります。

また、7月21日に実施しました海岸清掃ボランティア活動では、比較的涼しい早朝6時から実施するとともに、スタッフを含め御参加いただいた皆さんには、熱中症対策への呼びかけはもちろんのこと、清掃終了後には、冷たいポカリスエットやイオンウォーターなどの機能性飲料水や冷やしキュウリなども十分に準備し、参加された皆さんにお配りするなどをしまして予防対策を行いました。

なお、イベント中に体調不良者が出た場合でも、迅速な対応ができるように、保健師が常駐した専用の救護室の設置も行うなどして実施したところであります。

最近では、お盆に開催しました恒例の町民親善野球大会におきましても、試合中盤から後半に差しかかる4回終了時点で、夏の甲子園と同様に10分間のクーリングタイムを初めて導入し、選手の体力回復に努めたところがございます。この大会は、年間を通して最も熱い時期になりますが、一方で、お盆のこの野球大会に出ることを楽しみに帰省される方もおり、この時期でないとも集まらないチームもあることから、対策を十分に講じての開催としております。

また、環境省が発表している暑さ指数は、熱中症発生リスクを計る上での目安となるため、この中で熱中症警戒アラートが発令されたときは、dボタン広報誌によるお知らせを随時行い、適切な対策を取っていただくように促しております。実績としまして、7月下旬から8月にかけては、ほぼ毎日のように警戒アラートが発令されております。

特に高齢者は、加齢により皮膚の感覚や内臓の機能が低下し、暑さを感じにくくなるなど、気づかないうちに熱中症リスクが高くなる傾向にあります。近年は、社会福祉協議会、包括支援センターともこれまで以上に連携を深めながら、巡回訪問や地区サロン、各種教室の開催時などを通じ、体調の確認や熱中症予防の声かけに努めるなどの見守りを行っているほか、経済的理由によってエアコンの持ち合わせがない世帯への購入費であったり、設置または修理費の助成にも取り組んでおります。エアコンの電気代は機種や型式にもよりますが、1日12時間使用した場合

でも200円から300円くらいであることなど、節約することも大切なことですが、自分の体調を最優先に考えていただくことなども、併せてお伝えをさせていただいております。

また、小さなお子さんについても体温調整の機能が十分に発達していないため、保育所や小学校の教室はもちろん、特別教室にもエアコンを設置しているほか、講堂にも大型扇風機とスポットクーラーも配置しております。その他、今年度は、こどもの森と吉富小学校、吉富中学校に、冷却効果による熱中症の健康リスクを回避するための対策として、本日17日までの工期でミストシャワーの設置を行いました。子供たちが元気に楽しく伸び伸びとはしゃぐ姿が目に見え、屋外でも思い切り活動ができるとともに、保護者の皆様にも喜んでもらえ、熱中症への不安も払拭できるように対策を講じているところです。

以上のように、町として取り組んできた様々な事業を述べさせていただきましたが、これだけの事業を展開しましても、絶対に大丈夫ということは誰しも言えることはできないと思っております。熱中症は、当日の本人の体調による部分も多大にあるものと思いますし、万一の異変を感じたときの速やかな対処行動がとても重要なことではないかと考えます。町としましては、日頃から最善の予防対策を努めているところであり、次年度においても引き続き町民の皆様の健康を第一に考え、予防行動の啓発に努めるとともに、事業の内容によっては、時間の見直し・短縮、屋内でも実施可能なものは屋内開催を検討することなども含め、対策を講じてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） いろいろ今年されたことを報告いただきました。次年度についての教訓と課題ということについても、それは今年やってきたようなことをもっと進めていきたいということだろうというふうに認識しました。

どう言ったらいいのかな。私が遭遇した事例なんですけど、一人暮らしの高齢者の方がおかしいと言うので行ってみたんですけど、夜なんですけどね。行ってみたら、もう既に御近所の方が救急車を呼んで搬送された後だったんですけど、実は、エアコン入れているんだけど、暖房に入れていて、それで、部屋の中がもうすごい暑くて、命に別状はなかったんですけどね。いろんなケースがあると思います。別に答弁を、私、求めませんけれども、やっぱり御近所同士の声かけ合いみたいなのを推奨するというか、もちろんしてあると思うんですけど、それ大事だと思いました。

それから、よその自治体なんですけど、一人暮らしの人たちが先ほどの電気代の節約のためにエアコン入れない。入れなさいち言っても入れないからというんで、町でクールシェルターちいうんですか。ここに行けば、みんなエアコンの涼しいところがありますよというので、昼間どうぞ

来てくださいというのを設けたんだけど、今度はそこに行く足がないと。それで、もう宝の持ち腐れになっているというような報告も聞いております。いろんな問題があると思いますけれども、町ぐるみでこの問題については取り組んでいきたいなというふうに思います。また、私も気がついたことがありましたら提案していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後の質問に行きます。プロポーザル入札についてです。

これは、この間の予算委員会の席上でも申し上げたんですが、私自身プロポーザル入札を否定しているものではないです、ありません。確かに価格入札でいいのかなというような業務内容もあるかと思えます。だからこそ、ここに書いていますように、価格入札に比べると公平性が担保されにくいものだと思うんですね。だから、これを客観的に競争性なり公平性なりを担保できるようなものにしていくために、どうすればいいかというところで、今回取り上げてみました。

まずは、実態をお聞きしたいというふうに思います。過去10年間における実施件数を年度ごとにお願いたします。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） プロポーザル方式といいますのは、随意契約における業者選定方法の一つでありまして、それぞれの部署で必要に応じてこの方式を用いております。ですので、特別な管理といったものは、こちらのほうで一元的にはしておりません。令和2年度に大規模な機構改革も行っておりまして、それ以前の内容につきましては、全てを網羅できているとは断言はできませんので、把握できた限りでの件数ということで御了承をいただければというふうに思います。

では、件数のほうを申し上げます。10年間ということですので、平成26年度から申し上げます。平成26年度が1件、平成27年度が5件、平成28年度が2件、平成29年度が5件、平成30年度が3件、令和元年度が3件、令和2年度が5件、令和3年度が4件、令和4年度が9件、令和5年度が8件。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 令和6年度の現在までの数は分かりませんよね。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 令和6年度につきましては、現在までに把握できている限りで8件でございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 近年、令和2年ぐらいからずっと増えていっているんですけど

も、この要因としては何が考えられるでしょうか。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 要因といいますのは何とも言えないんですが、基本的に先ほども、先ほどというか、以前もお答えしたことがあるんですが、プロポーザル方式といいますのが使われるようになってきている理由としましては、やはり行政の行うべき業務が非常に複雑、高度化をしてきているということがございます。ですので、業者の質によって仕事の結果、成果というものが大きく変わってきている業務が増えてきているなという印象はございます。具体的な事例として増えている要因の一つとしましては、例えば、今、積極的に取り組んでおります特産品の開発であったりとか、マルシェの実施、それから、地域おこし協力隊の関係、こういったものは、もう毎年必ず最近、取り組んで実施をしているということがありまして、それが今まで、その当時までなかったものを、今、行っている。また、広報よしとみにつきましても、ただ印刷するのではなくて、企画構成の部分も含めたところといたるところで、近年、毎年プロポーザルを行っておりますので、こういった4件程度の案件は、もう常に毎年起こっているということもありまして、増加しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） では、②で実施の基準なんですけど、どんな場合にこの方式を用いるのか、それから、評価員の人数及びその人選方法、それから、落札者の決定方法についてお願いいたします。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） まず、どのような場合にこの方式を用いるのかという御質問でございます。

先ほどと若干重複いたしますが、業務内容が技術的に高度なものや専門的な技術を要する業務を発注するに当たり、請け負う事業者次第で成果物の品質が大きく変わるもの、例えば、各種印刷物の作成、それから、町の各種計画の策定、そして、建築物の設計等について、企画段階から支援をしていただくような業務、それから、今議会で債務負担行為を計上させていただきましたふるさと納税の獲得支援、こういったものに関する業務につきましても、価格のみでの入札を行った場合に、安いけれども品質が非常に低いというような業務内容となってしまう懸念がございます。このような場合にプロポーザル方式を採用し、事業者には業務内容の提案や過去の実績等の資料の提出を求め、その内容を審査して、町にとって最もよい提案をした事業者を選ぶことで、予算の範囲内で最良の品質が望める事業者を選定するために、この方式を用いるものでございます。

近年は、先ほども言いましたが、行政運営が複雑、高度化する中で、委託する事業者側の仕事の質が重視されるような業務が大変増えておりますので、どこの市町村でも一般的に行われているものであります。また、国からも、内容が技術的に高度であるものや専門的な技術が要求されるものについて、積極的にプロポーザル方式を活用するように通知がなされているところでもあります。職員にとりましては、入札に比ばまして事務手続がはるかに繁雑で多大な能力を伴うというようなプロポーザルなんでありますが、町にとってよりよい提案をいただき、質の高い仕事をしていただくために、頑張ってプロポーザル方式を採用しているというような状況でございます。

次に、評価員の人数及び人選方法でございます。

こちら、人数や人選につきまして明確な決まりはありませんけれども、過去のプロポーザルで培ってきた経験を基に、ほとんどのプロポーザルにおきまして、5人から10人程度の職員を評価員として指定をしております。人選につきましては、担当部署から数名と、関連する部署などから業務内容に応じて、評価員にふさわしい職員を選定することとしておりまして、担当課以外では、おおむね係長以上の職員が数名人選されることが一般的となっております。

続きまして、落札者の決定方法でございます。

プロポーザル方式は、先ほど言いました随意契約のための業者選定方式のことでありまして、落札者ではなく、契約予定事業者を選定するための手続というふうになります。したがって、プロポーザルで契約予定事業者として決定をした後も、その後の契約に向けての調整過程において問題があれば、契約をしないこともあり得るという仕組みとなっております。この契約予定事業者の選定に当たりましては、あらかじめプロポーザル実施要領において事業者公表をする評価基準に基づいた評価シートにより評価員が評価をする仕組みとなっております。評価項目ごとに点数が割り振られておりまして、評価員はその評価シートに記載をされた評価の視点、そして基準、こういったものに基づいて、その評価項目ごとに評価をしていきます。その結果、1位の点数をつけた評価員の人数が最も多い事業者、こちらが契約予定事業者に決まるという形が一般的となっております。

もし公募型のプロポーザル方式により、1社だけが提案をしてきた場合には、その評価シートに基づきまして、各評価員の点数の平均があらかじめ定めた合格基準の点数に達していれば、契約予定事業者を選定するということが一般的でございます。もし合格基準に達しなければ、たとえば1社からの提案であっても選定をしないという形を取っているという状況でございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今回の報告の中で、2点質問します。

一つは、今回は価格入札ではなくて、プロポーザルのほうがいいというふうに決めるのはどこ、課なんですか。誰が決めるんですかということが一点と、あと、合計点というのがありますよね。さっき言われた点数を積み重ねていくんだと思うんですけど、この合計点が高い、高く……。何ていうんかしら。合計点があつて、評価員がここがいいということをしませぬ。ほぼ一致すると思うんですけども、一致しない場合もあるということですよ。その場合は、1位をしたところが多いところが、その契約の一番手に上がるということによろしいですか。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） まず、誰が決めるかということについてはになりますが、基本的には担当課がこの契約事業を行うに当たって、入札が適切なのかプロポーザルが適切なのかということ判断いたしまして、その理由を付して決裁をいただく。町長決裁を取って、実施するか否かを判断するというような状況となっております。

また、先ほどの合計点の件ですけれども、おっしゃるとおりでありまして、1位を評価した、評価員がですね。どこを1位に評価するかというのが分かれる場合もございます。ですので、その場合は1位をたくさん取ったところ、一番多く取ったところですね、が事業者として選定されると。これはなぜそういうふうにするかといいますと、評価員によって得点のつけ方が、大きく差が開いてしまう職員が場合によってはいると。例えば、通常であれば、皆さんは60点ぐらいをつけているのに、ある人が90点をつけて、その他の業者には0点をつけましたといった場合に、平均点でいってしまうと、その人の評価に引きずられてしまう可能性がありますので、そういったことが起こらないように、1位評価をした方の人数で判断するというような、それも公平性を含めたところでの理由として仕組みをつくっているということでございます。

○議員（8番 岸本加代子君） その最後なんですけど、何て書いてあったかな。公平性。価格入札に比べると、そののところがどうしても客観的に公平性がどうなのかというのは出てくると思うんですね。この公平性を担保するために、何かこういったことをしているということがありましたらお願いいたします。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 文書で細かいルールを明記しているわけではありませんが、過去に実施をしましてまいりましたプロポーザルの運用方法を踏まえ、ほぼ統一的な内容で運用をしているような状況です。公平性の担保という点では、いろいろな面で特定の事業者にも有利に働かないような仕組みを設けております。

まずは、事業者側への配慮についてであります。

プロポーザルの際には、必ず実施要領を作成し、事前に実施要領において、明確に当該プロポーザルのルールや採点基準等を定めて公表をしております。これにより提案する事業者側は、

本町が当該プロポーザルをどのような趣旨で行い、どういう業者を選定したいのかということがあらかじめ分かるような仕組みとしております。

また、原則として、公募型でプロポーザルを実施することにより、町が特定の事業者に絞ることなく、手を挙げていただける事業者を広く求めることとしております。実際に今年度は、特産品開発と地域おこし協力隊募集に関するプロポーザルにおきまして、いずれも全く本町が認識していなかった東京の事業者が公募で手を挙げていただきまして、その業者が最良の提案をされたということで、新規に事業者を選定をされているというような事情もありまして、門戸を広げることで、事業者側にとっても、町にとってもメリットがあるものというふうに考えております。

あわせて、公募の際にはおおむね1か月程度の期間を取ることにし、事業者側が町の募集に気づかないといったことがないように配慮もしております。

さらに、事前に町が作成する仕様書につきましては、町が設定する条件を緩やかにしてありまして、事業者が提案をできる範囲を広げることで、民間の新しい発想や創意工夫などを取り入れられるように配慮をするとともに、仕様書を細かく定めることで、特定の事業者しか提案できないような状況をつくらないということも配慮をしております。

次に、業者選定における公平性の担保についてでございます。

業者選定に当たっては、評価者に担当課以外の職員から半数以上の委員を入れることが一般的でありまして、担当課だけの意向で業者を選べないように配慮をしております。また、評価者が提案を評価するための評価シートにつきましては、実施要領に掲載をしました採点基準に基づいて、評価項目をおおむね10項目以上に細かく分類をして設定をし、それぞれの項目における評価の視点も明記をした上で作成をしております。これにより、誰が評価者となっても正しい視点で判断ができるようにするとともに、点数化をすることで客観的な評価ができるように配慮をしております。

さらに、それぞれの評価者の評価による業者の選定に当たりましては、先ほども申しましたように、特定の職員が意図的に業者間の点数に大きな偏りのある評価をした場合でも、全体の評価結果に影響がしないように、総合点数ではなく、各評価者の1位評価を獲得した数が最も多い事業者を選定するという仕組みを取っております。これらの様々な取組によりまして公平を担保している状況でございます。

私たち職員としましては、万が一不正があれば、自らの公務員人生を危険にさらすようなことにもなりますので、プロポーザルに限らず、業者選定においては法令に反しないよう、特に注意を払って事務を進めているところでございます。同様に、町からの補助金等を通じて、町民の皆様大切な税金が入っている組織、例えば、社会福祉協議会、小・中学校、公立保育所、認可保育所などは、税金の使い道が公平公正であるように、組織内の事務処理においても十分に注意を

していただかなければなりません。一部でも不十分なところがあれば、せつかくの努力が台なしになってしまいますので、町全体でこれはしっかりと取り組んでいかなければならないことだというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） プロポーザル入札について、ガイドラインというんですかね。そういうのがないかと思って、いろいろ探してみたりしたんですけども、国の国土交通省が出しているのが若干あったんですけども、私がこれはいいなと思ったのは、静岡県が出しているものなんです。これでちょっと参考になるので、ちょっと読み上げたいと思います。静岡県の一つの何かだと思いうんですけども、課題を整理したいと思うということで述べてあるんですね。

まずは、「プロポーザル方式による選考基準を整備すること。選考基準の設定の仕方によっては、事業担当者部署が選定したい事業者選定することが可能であり、選考委員が区職員のみであれば、値回しが可能である場合も考えられる。よって、プロポーザル契約に関する規定を整備し、その対象、選考基準、選定委員会の構成、結果の公表等について明確にし、運営をしていく必要がある」というのが一点です。

2点目に、「評価項目、配点の設定において、必ずしも客観性が確保されているとは言えず、裁量の入る余地がある。より客観的で公平な結果となるように、実施の基準として、括弧として、審査方法、採点方法等、括弧閉じ、などを織り込んだガイドライン等を整備するとともに、一定規模以上の事業については、外部有識者を含めた事業者選定委員会等の第三者機関を設置し、評価項目、配点の設定なども委員会において定めるようにする必要がある」というふうに書いてありました。

私もプロポーザル入札を初めて取り上げましたし、これからいろんなこと考えていきたいなと思っております。今、言ったことの中にあるのは、まとめて言えば、ガイドラインを作りなさいということと、有識者というんですかね、外部の有識者を入れなさいということだと思いうんです。そういったことも参考にさせていただきながら、今後、私も考えますし、議論していきたいなと思っております。

今回の質問は、これで終わります。

○議長（山本 定生君） 向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 議席番号4番、向野です。先日、本会議、委員会でも説明を受けましたが、いま一度詳細な説明をお願いします。

近年、年々増え続ける深刻化する空き家問題の解決策として、平成27年に政府は空家対策特

別措置法を施行しましたが、現在も空き家は増え続ける一方です。

本町では、空家バンクを活用したり、老朽危険空家等除去事業補助制度を新設し、様々な対策を行ってきているのは理解しております。私が住む地区でも管理不足空き家の除去が行われ、現在はきれいに整地され、近隣の住民の皆さんは大変喜んでいます。

今回の事案は10年以上前からのもので、長年、自治会と行政の担当者の方々が、当事者と丁寧に交渉を重ねた結果だと思えます。大変御苦労さまでした。

今後、町の価値を上げるためにも、空き家を少なくする必要があります。しかし、相続や様々な問題で空き家対策が思うように進んでいないのではないかと思います、幾つかの支援策について町の考えを伺います。

前回の空き家調査は平成28年に実施し、様々な空き家が約300件との報告を受けました。

それで質問です。昨年、本議会での予算も取り、専門業者に業務委託をし、実態調査を行いました。そこで、調査は前回の調査結果と比較しまして、今回の調査での結果の具体的な数を教えてください。

○議長（山本 定生君） 住民課長。

○住民課長（南 博己君） お答えいたします。

昨年度実施いたしました実態調査につきましては、町内の空き家の分布や数量を把握するとともに、建築物の危険度についても併せて調査いたしました。

調査の結果といたしましては、居住実態がない可能性が高く、空き家と推定される物件が233件。分布といたしましては、大字小犬丸番地が最も多い76件で、全体の32.6%。続いて、大字広津番地が61件で、26.2%でした。分布図を見ますと、よしみ憩いのやかたから吉富中学校前を通る県道中津豊前線より北側の山国川沿いの地域に多く分布しておりました。

建築物の危険度は、現状のまま利用可能な建物が60件、小規模修繕を行えば利用可能な建物が101件で、利用が可能な物件は全体の約7割でした。一方で、倒壊の可能性はありませんが、現状のままの利用は困難な建物が51件で約2割。倒壊の可能性があり、利用が困難な建物が21件で約1割で、利用困難な建物72件のうちの約5割が、大字別府、大字直江地番に分布していることが分かりました。

前回実態調査を行いました平成27年度の調査結果と比べますと、空き家の数量は285件から233件へと52件減っておりまして、そのうち、特に小規模な修繕により利用可能な物件が168件から101件と67件減っていることから、前回調査から約8年間で、利用可能な物件の多くは再利用されていることが分かりました。倒壊の可能性のある建物につきましても37件から21件と16件減り、除却等が進んでいるものと考えられます。

御質問の中で、空き家対策が思うように進んでいないのではないかとのことではございますが、

令和5年1月に吉富町空家空地対策の推進に関する条例施行以来、老朽危険空家等除却事業補助金の申請件数は、令和4年度の4件から令和5年度は9件と倍以上に増えております。

空家・空地バンクにつきましては、昨年度の実態調査と所有者意向調査を実施する以前は、町外に住んでいる職員が町内へ移り住むために物件探しをする際に、空家バンクの登録数が少なく、見つけることができないような状況でしたが、調査をきっかけに、空き家など所有者の方の関心が高まり、空家・空地バンクの登録件数も増えておりますので、空家空地対策に関する施策を着実に推進することができているものと考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 大変よく分かりました。今回、実態調査の後、空き家の持ち主にアンケートを実施するという事で、その持ち主の意向調査を行ったと思いますが、そのアンケートで、もし貸したいとか、売りたいとか、そういう方たちに対してのアプローチとかは、どのようにされていますでしょうか。

○議長（山本 定生君） 住民課長。

○住民課長（南 博己君） お答えいたします。

実態調査後の令和6年1月に、所有者や関係者に対し、空き家の管理状況や今後の活用について等の意向調査を実施し、空き家と推定された233件のうち、所有者などを特定することができた196件へアンケート調査票を送付し、約半数の102件から回答を得ることができました。

アンケートの回答内容について一部御紹介いたしますと、空き家の管理を行う上で困っていることはという質問に対し、「近隣への迷惑や不法侵入が心配」と答えた方が最も多く30.7%。今後利活用したいですかという質問に対しては、「予定がある」または「将来的に利活用したい」と答えた方が53.1%。町にどのような対策や支援を期待しますかという質問に対しては、42.0%で「解体に対する支援」が最も多く、その他には「家財道具処分に対する支援」や「相談窓口の設置」などが挙げられました。

アンケート結果につきましては、すぐに確認できるようデータベースで管理しておりますので、既に日々の空き家等の対策業務に活用しております。一例といたしまして、解体に対する支援につきましては、特定空家等除却工事や老朽危険空家等除却事業の予算を組ませていただき、体制を整えております。相談窓口の設置につきましても、担当者を決め、随時窓口で丁寧な相談に応じているところで、これが家屋の解体につながっているものと思っております。

また、このアンケートを通じまして、空き家について家族で話し合ってもらう機会になったものとも思っております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 空家対策特別措置法が施行されましたが、全国的に見ると、なかなか思うように進んでいないようでした。そこで政府は、令和5年6月に空家対策措置法の一部を改正しました。その中で、3,000万円の特別控除が受けられていると。措置期間が4年延長したと。これはどういうことかという、昨年までとか、もう昨年まで親が健在で、亡くなって、そのうち3年以内に売却した場合は、3,000万円の控除が受けられるということで、空き家をすぐ処分すれば3,000万円の控除が受けられると。非常にいい制度ですと。そういうものも含めた案内とかは行っているのか。そうなれば、恐らくどんどん古くなるうちに早く処分できるのではないかと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○議長（山本 定生君） 住民課長。

○住民課長（南 博己君） お答えいたします。

先ほど議員のほうもおっしゃっていましたが、空き家の発生を抑えるための特別措置である、被相続人の居住の用に供していた家屋及びその敷地等を相続した相続人が、相続開始の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに、一定の要件を満たして当該家屋または土地を譲渡した場合に、当該家屋また土地の譲渡所得から3,000万円を特別控除される制度ですが、令和5年度の税制改正により、適用期間が4年間延長されました。

空き家関連の情報提供につきましては、昨年度、吉富町空家対策ガイドブックを作成いたしまして、税制改正後の内容につきましても掲載しておりますので、役場窓口での配架や、苦情があったときには所有者や管理者に送付しているほか、例年、税務課より固定資産税の納付書を送付する際に、空き家の適正管理や空き家関連補助金についてのチラシを同封させていただいております。先ほどの質問にありましたアンケートにおきましても、45.7%の方が建物・土地を売却したいと考えていらっしゃると思いますので、将来の管理不全空き家を増やさないよう周知していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） いろんな方法で皆さんに周知していただければいいかなと思います。

4番目の質問に行きます。

近年、働き方改革や新型コロナに伴い、リモートワーク、多様な働き方を取り入れる企業が増加しています。そこで、本町の空き家対策としまして、本町は面積も小さく、駅も近く、光通信がほぼ全域にわたり、生活環境と仕事環境を同時にできるサテライトオフィスとしての活用ができるのではないかと思います。そこでは、また新たなビジネスチャンスの創出や、Iターン・U

ターン、他方面でのメリットも期待できますが、うまく活用すれば、困っている空き家も有効活用できるのではないかと考えますが、その点は担当課はどのように考えていますでしょうか。

○議長（山本 定生君） 副町長。

○副町長（和才 薫君） 地域振興課としてお答えをさせていただきます。

御質問のサテライトオフィスにつきましては、長時間労働や非正規・正規社員の格差問題が深刻化する中で、働き方改革から始まった取組になります。これに加え、新型コロナウイルスが流行したことから、テレワークと在宅勤務が増え、より多くの企業で取り入れられるようになった取組であると認識しております。

まず、空き家の利活用につきましては、所有者の意向を反映することが大前提ではあると考えておりますが、本町におきましては、近年、チャレンジショップをはじめとする創業支援施策や商工会の経営支援等を活用していただき、個人事業主として新たな創業者が年々増加をしております。空き家の利活用による起業も、町内に数店舗ございます。

町としましては、サテライトオフィスについても推進をする方向性を持っております。令和2年度になりますが、国へ地方創生テレワーク推進交付金、これ補助率4分の3の事業でございましたが、これを活用し、町の遊休町有地へサテライトオフィスを新規建設をする手挙げを行った経緯がございます。このときは残念ながら採択までには至らず、予算化とはなりませんでしたが、今後も事業者からのニーズと空き家所有者の意向がマッチングできれば、行政として空き家を利活用したサテライトオフィスの推進を引き続き推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 担当課の考えもよく分かりました。

そこで、サテライトオフィスといいますと、IT企業だけの話なんですけども、できれば地元の若者や新規に創業する方々の安価で開業費用を抑えられる空き家というか、創業意欲が本町で湧いてくるのではないかと考えるんですけども、その辺はどうでしょうか。

○議長（山本 定生君） 副町長。

○副町長（和才 薫君） 今、議員のお話の事務所としての利用ですが、近隣を見てみても、お隣の上毛町であったり、豊前市であったりというところについては、例えば、銀行の空き店舗を利用したりとか、あと、反公共的な、公共施設的な建物をそういった事務所に改築をして利活用をしているという案件が増えてきてございます。

本町におきましても、繰り返しにもなるんですが、チャレンジショップの創業支援によって、個人事業主として新たな創業者が、チャレンジショップのOBについては、ほとんどの方が空き店舗、空き家をリノベーションをしたり、有効活用をして創業を始めているというような状況で

ございます。今現在は、飲食店系の企業がほとんどではありますが、引き続き町内経済の活性化を図るため、飲食店のみならず、事務系の新規事業所としても紹介を行っていきたいと考えております。別府地区には、大工さんとして空き家を購入をして、事務所兼居住地として創業された方もいらっしゃいます。

今後、問合せ等があったときには、事務系についても新規事業所としての紹介を、空き家のこの調査結果に基づいて御紹介をしていきたいなと思っております。これが現在全国的に課題となっています空き家を活用することで、空き家問題の課題解決にもつながりますし、あわせて、町のPRにもつなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 大変よく分かりました。

では、本町では今年5月にSDG s 未来都市に、九州で本町と国東市の2自治体が選定されました。選定を受けることで、本町を今まで知らなかった人々や企業、また、その方たちが興味を持ってもらって、関係人口の創出につながり、後に創業、移住、転入に移るのではないかと私は考えられますが、選定後、本町に興味を持った企業や個人の人たちからの問合せなんかはありましたでしょうか。

○議長（山本 定生君） 副町長。

○副町長（和才 薫君） 関連があるというふうに考えております。今、紹介していただいたSDG s 未来都市、これは私が未来課長のときから準備をして、今年の5月に認定をいただいたという流れでございます。

この目的を、大きくは2つございます。一つは、当然SDG sの達成に向けてというのが大きな大前提ではございますが、もう一つの吉富町の大きな目的は、この吉富町が小さな町でも、ほかの大都市に肩を並べてこういった指定が受けられるんだ、受けることができるんだ、認めてもらえるんだ、それを日本全国の方々と企業の方々に知ってもらって、この吉富町を知ってもらいたいというのが半分の大きな目的です。その目的は、よそからの人を呼ぶ定住化、これもございますし、今、一生懸命取り組んでいます、よそからの新たな財源として町を応援してくれる民間企業を探す、獲得するというのが、大きな目標として掲げておりました。今、議員がおっしゃいましたように、町は、やっと手に入れたこの、以前の議会でも言いましたが、水戸黄門の印籠です。これをかざして定住化を進めていきたいと思っております。本町の場合は、これまで住んでいた方、これからも住み続けていただく方にもプラスがあるように、よそから来る方ばかりです。ね目指しとったら、今まで住んでいた方が、どうして自分たちは長く住んでいるのに何の手当もないでは本末転倒ですので、そういった意味で、これまで住んでいる方々のサービスの拡充

を含めて、先進的なサービスの拡充を図りたいと。そして、それを応援してくれる企業を探したいということです。

ちょっと話にも出ましたが、SDGs 未来都市の認定を受けましてから、正式ではありませんが、問合せ等が人を介して、まあ直接もありましたが、2社ほど大手企業ございます。ここでは名前は伏せますが、皆さんが確実に知っている大手の会社から、例えば、薬品系の会社からは、町で先進的な健診とか、予防事業をやる予定はないのか、また、やっていることを教えてほしいと。それに対して、億単位からの応援をしたいというお話をいただいております。また、ごみ問題、うちも取り組んでおりますので、例えば、分別でリサイクルとかアップサイクル、循環型の何か取組を考えていないのか、考えておれば、それについて応援をしたいというような大手の企業からの連絡もいただいておりますので、そこは財政部局としっかり協議をしながら、やれるものはやって、元からいらっしゃる町民の方のサービスの向上と、プラスアルファ定住化に努めていきたいと思っています。その定住化の方々の居住地に空き家を利用したり、そして、そういった企業の出先のオフィスを吉富町に造ってもらえないかなということで、今、向野議員がおっしゃったことを進めていきたいと思っています。

ちょっと自分もお話を聞いているんですが、今度近々、豊後高田市を議会の皆さんで視察に行かれるというお話を聞いております。豊後高田市は、私が言うまでもなく、「田舎暮らしの本」という宝島社の本があるんですが、これで12年連続ベスト3、ここ四、五年は3万人未満の市町村では、たしか1位を獲得している町です。ですので、新たに入ってくる方々にとっては日本一の施策を持っている町だと思っておりますので、そういった先進的なところを、ぜひまた自分たちも見に行きたいし、行った暁には、そういった先進的な事例をぜひ教えていただいて、提案をしていただければと思っております。

すみません、ちょっと長くなりましたが、以上です。

○議長（山本 定生君） 向野議員、質問の趣旨に沿った形の質問をしてください。

○議員（4番 向野 倍吉君） はい。大変よく分かりました。意見として、今後、増え続ける空き家対策に、政府も法改正や様々な施策を行っています。本人の財産である空き家を劇的に減少するのは難しいと思います。今後も持ち主に丁寧に説明をし、理解してもらい、少しずつでも空き家を減らすことに進めていただくことを期待します。

以上です。

○議長（山本 定生君） ここで暫時休憩いたします。再開は13時5分とします。

午後0時07分休憩

午後1時05分再開

○議長（山本 定生君） 休憩前に引き続き再開いたします。

角畑議員。

○議員（3番 角畑 正数君） 皆さん、こんにちは。議員席3番、角畑です。通告文に沿って質問します。

鳥害対策について。

野鳥が古表神社の木々に集団でねぐらを作り、周辺の方々に鳴き声騒音、ふんによる悪臭等の被害を与えているので、次の質問をします。

①町内のほかの場所で同じような被害について相談はありましたか。よろしくお願ひします。

○議長（山本 定生君） 住民課長。

○住民課長（南 博己君） お答えいたします。

令和元年頃、豊前市との境界付近の竹林で、スズメがうるさいとの苦情が1件ありました。そのときの対策といたしましては、竹やぶの伐採を所有者に依頼し、伐採したことで効果があったものと考えております。

また、幸子上区の鳳寿園付近のマス池の横にある森に、野鳥が住み着いていてうるさいという苦情がありました。そのときの対策といたしましても、所有者の方が樹木を伐採して幾らかは減りましたが、まだ野鳥は数羽残っている状況です。

以上です。

○議長（山本 定生君） 角畑議員。

○議員（3番 角畑 正数君） 今年は、まだなかったということでもいいんですかね、（ ）。分かりました。

最近、森林の伐採で全国的に鳥害対策等をやられているそうです。今からどんどん増えると思いますが、吉富町も対策の相談窓口みたいなものはありますか。それがつくる予定はありますか。よろしくお願ひします。

○議長（山本 定生君） 住民課長。

○住民課長（南 博己君） まず、相談窓口ということですが、環境面の御相談につきましては、住民課のほうで御相談を受けております。また、鳥獣害関係の御相談につきましては、地域振興課のほうで御相談を受けているような状況です。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 角畑議員。

○議員（3番 角畑 正数君） 今のところは、そういうのはつくる予定はないということですね。分かりました。

じゃあ、次に、古表神社では可能な限り対策を行っているようですが、短期間に追いやるのは難しいようなので、町から何らかの対策を行えないでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（山本 定生君） 住民課長。

○住民課長（南 博己君） お答えいたします。

議員御質問のシラサギによる騒音、悪臭による被害は、6月下旬に周辺住民の方から町に連絡を受け、町長と職員で現場を確認したところ、何百羽のものサギが森の高いところに無数の巣を作り、住み着いている状況でしたので、古表神社の宮司さんをはじめ、氏子総代さんと今後の対策について相談を行っているところです。これまで神社では、鷹匠といいまして、鷹を飼育、訓練したりする方ではありますが、その鷹匠さんに現地に来ていただき、鷹を飛ばせたりしました。また、樹木の剪定なども実施しましたが、残念ながら今のところ大きな効果が見られない状況です。

町では、福岡県行橋農林事務所や近隣の市町村、有害生物の専門知識を有する福岡県ペストコントロール協会などに追い払う方法を問い合わせたところ、巣を作る枝を剪定し住みにくくすることや、爆竹などの大きな音を鳴らすこと等の助言をいただきましたが、鳥も慣れてくることで効果が薄れることや、当該地域は鳥獣保護区となっているため、鳥獣保護法により許可なく捕獲、殺傷、卵の採取・損傷が禁止されていることから、住み着き、卵やひな鳥が生まれた後に短期間で追い払うのは、法的にも、サギの習性的にも難しいとの見解でした。

町が検討しています対策といたしましては、4月から8月の巣作りから繁殖時期を迎える前に、地域の御理解の下、爆竹等の大きな音で追い払ったり、また、一番の対策としましては、人の手の届かない高い枝に巣を作っていることから、費用はかかりますが、高い樹木の枝の剪定を行うとともに、森に人の気配をつくるのが効果的であるとの御提案をしたいと考えております。

当地は、八幡古表神社所有の境内地であるため、直接町が森の剪定や管理を行うことは難しいところではありますが、境内地の中には喜連島・高浜地区の児童遊園を2か所設置させていただいており、町を代表する有形・無形文化財も多く保有していること、また、かみんくんをはじめ、町のいろいろな場面でのPRに大きく御協力いただいている観点から、町も何らかの形で協力できないかと模索しているところでございます。

一つの案といたしまして、町が取り組むSDGs目標の15番「陸の豊かさを守ろう～森林の持続可能な管理を図る～」とあります。ここから、森に人の手を入れる、管理を手伝うボランティアの推進・啓発を図る、例えば、地域ボランティアで組織された「古表の森を守る会」などを立ち上げ、環境保全活動に取り組み、もし議員皆様の御賛同と応援をいただけるのであれば、そのような活動に対する援助や補助金制度を検討させていただき、周辺住民の方々の普通の生活を取り戻すとともに、吉富町の貴重な悠久の森の保護と新たな地域コミュニティ活動の活性化が育

成されればと考えているところでございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 角畑議員。

○議員（3番 角畑 正数君） いろいろとありがとうございます。この地域は保護区域とかありまして、いろいろ対応していただくに難しかったと思います。誠にありがとうございます。

今回は、今月の初めに台風が来まして、幸か不幸か、雨風で鳥の巣も飛んで、ふんも流されたような感じです。神社も周辺も道路もきれいに、今はなっております。私も何回か見に行きましたが、二、三羽は残っているとは思いますが、ほとんどもう飛び立っていったような感じです。ぜひ、課長が今、言っていたように、来年になったらやっていただくということで、ぜひお願いしたいと思います。ぜひ町民が安心、安全で住まれる町になるようお願いして、私の質問を終わります。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 議席番号1番、新保です。通告に従って質問いたします。

1番、県と町の管轄である許認可保育についてお伺いします。

先月、許認可保育所に県の指導監査が入り、町の職員も同行されておりますが、どこか問題があった保育所はありましたか。その指導監査を受けた項目数は、少ない保育所と比較すると、どれくらい数が違うのか教えていただけますか。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林正典君） まず、指導監査については、例年6月頃に公立の保育所、7月頃に私立保育所を対象としまして、町と福岡県との合同で実施をしております。今年も6月25日のこどもの森への指導監査を皮切りに、7月上旬に町内の私立保育所3か所についても、福岡県の担当部署である田川保健福祉事務所監査指導課と合同で実施をいたしました。具体的に指導監査を行う内容については、町と県においてそれぞれ確認する分野が明確に分かれておりまして、事前提出を受けた監査資料と照らし合わせながら、それぞれ規定された項目が守られているかなど、現場での書類確認等を行いながら粛々と監査するものでございます。

御質問にあります問題があった保育所については、あくまで監査当日に指導事項が多かった保育所と理解をしてお答えをすれば、つくしんぼ保育所のことになるかと思えます。令和4年度から5年度にかけて保育所を整備しまして、昨年7月から認可保育所として新たな園舎で運営を始めたということもありまして、ほかの園と比較しますと、町、県ともに指導、改善を要する点が非常に多かったことは事実でございます。

また、指導監査を受けた項目数は、少ない保育所と比較すると、どのくらい数が違うのかとい

う御質問についてですが、まず、指導監査は毎年必ず実施しているものでございます。保育所を利用するお子さんが安全に安心して通えることを第一に考え、よりよい運営を図っていくために指導監査を行っているものであり、保育所はその都度、指導を受けた項目を改善し、翌年には同じ指導を受けることがないように体制を整えております。

したがいまして、その年に指導事項が今回も全くなかったという園もあれば、2項目のみの指導を受けたという園もございました。今回、つくしんぼ保育所に関しましては、指導監査後に速やかに町に持ち帰り、結果を整理しましたところ、指導事項が30項目弱もあり、そのうち県の指導項目においては、10項目程度が正式な監査結果として通知を受けております。少ない園と比較した場合、どのくらいの数の差があったのかということですが、指導内容もそれぞれ異なりますので、一概に数字だけでお答えすることは、ここでは控えさせていただきたいと思いますが、今回初めての指導監査であったことを考慮しても、保育所側の準備と申しますか、何よりも保護者の皆様から大切なお子さんをお預かりしているという認識不足を感じたところであり、指導事項は異常に多かったという印象を受けております。町も福岡県に対し推薦をしてきたという手前、大変御迷惑をおかけしてしまったという思いでございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） とはいえ、初めてと言いつつも、そんな尋常じゃない数字じゃないかなという感じもするんですけども、知らない人が聞いたら、さぞこの保育所は大丈夫なのかという不安を持ってしまうんじゃないかと思うんですが。国から多額の9,000万もの税金を造った割には、許認可保育としてはかなり不安があるんじゃないかなと思います。

それで、2番目の質問に行きますが、多くの指導を受けたつくしんぼ保育所についてですが、指導監査でどんな条件を満たしていなかったのか、具体的なことを教えていただけますか。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林正典君） つくしんぼ保育所についてお答えをしますと、指導事項については、県の担当分野で保育所に対して通知する事項も含まれるため、この場で全てを具体的に回答することは控えさせていただきますが、町として独自に判断をし、早急の改善を求めたものについて幾つかお答えをいたしますと、まず、衛生管理や防災避難、事故発生時に関する対応がマニュアル化されていなかったという点があります。

次に、年間の健康診断スケジュールや保育活動をまとめた保健計画、それが未完成であったこと、個人情報保護に関する方針が制定されていなかったこと、その他児童の虐待に関する窓口となる虐待担当者が設置されていなかったことなどがあります。

これらの内容については、保育所において日頃から十分に認識されているものとは思いますが、

マニュアル化されていないと、万一の有事の際など、児童の安全面を考えた場合、そこで働く保育所の皆さんが統一した認識の下で迅速な行動が取れない可能性がありますし、保育士同士が共通の認識を図るといった意味でも、町として大変重要であると判断をし、早急な改善を求めたものでございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 何だか聞けば聞くほど不安な要素ばかりが残って、1年間放置していたという感じではございますが、これは衛生的な部分というのがありましたけども、これ何か、具体的に何かありますか。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林正典君） 衛生的なというところも、保健活動をまとめた保健計画というところと衛生管理というところは、保育園にとって今までも守ってきたとは思いますが、マニュアル化していないと、十分に保育士同士が認識が取れないといったところもありますので、これは重要なことであると判断をし、今回、改善の要求を求めたというものでございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） ちょっと私のほうで調べたところ、衛生面でいうと、食物アレルギーとかに配慮をしていない衛生的な不備があったりとかというのがちょっとあったんですけども、1年間そういった生命の危機にさらされていたとなったら、ちょっとなお怖かったなと、何事なくよかったなと思いますが。これは、現職B議員がお勤めになるわつなぎ会がウンリカンエイするつくしんぼ保育所であり、その責任は非常に重たいんじゃないかなと思います。一般企業であれば、誰かが責任問題に問われても不思議ではないのかなと思うんですけども。

質問ですが、これらは保育所の怠慢による不備なんでしょうか。許認可を受けた時点で行うべきことができていないのは、どこの誰の責任になるんでしょうか。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林正典君） 福岡県では毎年、担当課である福岡県子育て支援課により、当年度用の監査基準及び監査資料が制定をされ公表されております。監査基準や資料については、直近で発生した重大事故などを鑑みて、再発防止のための必要な資料が追加をされたり、既存の基準が厳しくなることもあることから、毎年同じ基準で指導監査を行うというのではなく、従来から運営している保育所についても毎年監査基準を確認をし、変更となった部分を改定するなどして指導監査に臨んでおります。そのことを考慮しますと、新たに認可された保育所とほかの園と比較して指導事項が多かったことは、町として大変遺憾には感じておりますが、一概に保育

所の怠慢によるものとは考えておりません。しかし、本来認可保育所として申請するに当たっては、多大な血税を投入した事業でもあり、園においてしっかりと整備すべき書類等について、事前に情報収集などは行っておくべきものだと思いますし、ハード的な施設面だけの整備ではなく、組織内のソフト面においても認可に備えておくことは当然のことだと認識しております。

なお、今回その準備が十分にできていなかったことに対して、責任の所在はどこにあるのかということであれば、どの保育所においても代表者が責任者でもあるように、つくしんぼ保育所においても、施設設置者である社会福祉法人わつなぎ会の代表者、すなわち理事長にあるものと考えます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） かなりゆゆしき事態じゃないかなと思います。ちょっと調べてみると、去年の7月に開所をされているわけですが、その前に保育所の理事長が変わっておりました。町としては、何か前の理事長の人柄などを見た上で県に対して意見をし、認可を進めたという話を聞いておりますが、これは突然理事長が新しく変わったことということでの私のほうに資料が出てきているんですけども、これは何と言ったらいいんだろうな。ちょっと待ってくださいね。昨年7月に、開所前に、保育所の理事長が突然新しく変わったことの影響、弊害ではないんでしょうか。お答え願いますでしょうか。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林正典君） このつくしんぼ保育所については、昨年7月に認可を受けており、社会福祉法人わつなぎ会の理事長は昨年7月24日に就任しておりますので、認可後、程なくしてのこととございます。理事長が変更したことについては、社会福祉法人内の話になりますので、具体的に保育所認可との因果関係など、詳細を町が把握しているものではありませんので、理事長が変わったことでの影響や弊害について、軽々に町として御回答できるものではないと思っております。ただし、あくまでも新しく理事長になられた方が、つくしんぼ保育所の運営に昔から深く携わってこられた詳しい方だとしても、法人の代表ともなれば統括的な責任者として、これまでの立場とはまた違った面で、様々な新たな業務や御苦勞もあったのではないかと思います。町としましても理事長の交代は突然のことで、正直に申し上げまして大変驚いたところでもありました。そういった中で、認可も同時期にスタートを切ったということを考えますと、保育所の管理運営面が当初から十分であったのかどうかについては、残念ではありますが、甚だ疑問が残る部分ではございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） こういったいろんなことが起きているんですけど、県の監査を受けられるときに理事長も立ち会っていなかったということなんですけれども、新しく許認可をされたとはいえ、近隣の保育所に聞くとか、ネットで調べたら分かるんですけども、すごく重要な指導監査だと思うんですが、それが何でしょう、こんなに項目漏れがあったりとか、1年間放置していたということであるならば、言葉をちょっと選ばずに言えば、県の監査も町もちょっとなめられているんじゃないかなというような気がします。もう許可さえ下りてしまえば問題ないんじゃないかみたいな、そんなことも感じなくはないです。そんな一年もの間、運営する条件を満たせず放置していたという事実は、子供を預かる保育所として、保護者の方々への報告及び説明を公表しなければならない項目もあると思いますが、どのようにされているのでしょうか。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林正典君） 今回初めて監査を受けるに当たり、様々な資料の中で作成が追いつかなかったものや、作成はしたけど内容が不十分だったものなど、認可に伴い多くの書類を新たに整備したということは事実だと理解しております。

また、今回の指導監査とは別になりますが、今年2月には、福岡県田川保健福祉事務所による事務指導を別に受けております。これは認可初年度の保育所が受ける事務指導となりますが、そのとき指導されました施設の規定や会計に関する事務的な十数項目についてはおおむね改善されていたことから、保育所において指導監査の内容の認識があったにもかかわらず、故意に必要な書類の整備を1年間放置していたものとは考えておりません。

あくまで指導監査の趣旨は、保育所に対して指導助言を行うことで、安全な保育や適切な保育所の運営を継続することを目的として実施するものでございます。できていないところや指導した内容を保護者の皆様に公表することを目的としたものではありません。

なお、保護者への報告、説明についてですが、保育所では、安全計画や保育に関する内容、苦情解決に係る制度、保育所の自己評価など、保護者に周知しなければならないもの、または周知に努めなければならないものが定められております。このことは、園の掲示板やホームページ、園だよりなどで公表するように求めますが、指導監査の結果については、先ほども申しましたように、公表することを目的としたものではありませんので、これに該当はしないものと思いますが、必要な情報を発信していくことなどは、園の経営方針にもつながるものであり、町としても今後も注視していきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 分かりました。了解しました。

今回の許認可保育所としてなっているわけなんですけども、以前の認可がない保育所とは違い

ますし、このゆゆしき事態をどう感じているか分かりませんが、町として指導監査に入った以上、問題点の改善実施などをされるのか、継続して調査を行うのでしょうか。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林正典君） 先ほども申しました、町として特に優先度、重要度が高いと判断した具体的な項目については、社会福祉法人わつなぎ会の理事長に対して改善要求を行っており、そのうち期限が迫る項目から順次改善を確認し、残りの項目については、9月中旬に改善するとの回答を得ているところです。

町としましても改善要求をするだけでなく、進捗状況の確認は随時行っていきますし、その他の文書指導に当たらないような町として把握している口頭指導の内容についても、継続して調査、確認をしていくこととしており、それに対する指導助言も行っていくことで考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 目を光らせて、注意深く厳しいチェックを続けて行ってほしいと思います。

最後にお伺いしたいんですが、この30項目近い問題の改善は、指摘されたとおり改善を進めていけば、よりいい保育所に近づくとも考えられるんですけども、もしこの先、指導項目の改善が行われなかった場合、町としてはどうされるのか、寛容にするのか、放置するのか、厳しくするのか、今後の町のスタンスをお聞かせ願えますか。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林正典君） 指導監査は、町と県の合同で行うため、例えば、度重なる指導を行った上でも改善されない場合や、重大な過失があった場合は、町だけの判断で対応するというものではなく、認可はあくまで県知事が行う行為でもありますので、県と連携協力して保育所が適切かつ安全な運営、保育が行えるように、指導助言を継続していくものと考えております。

ただし、児童福祉法第58条の規定では、「保育所がこの法律に基づく命令や処分に違反したときは、都道府県知事は認可を取り消すことができる」とも規定されておりますので、度重なる指導の上でも改善が見られないことが続けば、県からそのような判断がされることもあり得るものと思っております。

町としましては、今後も子供たちが安全に保育所に通えるよう、そして、保護者の皆様が安心して保育所に預けられるようにすることを第一に考え、そのためには、懸案事項があれば速やかに解消するように指導をしていきますし、よりよい子育て環境を築いていくためにも、町、県、保育所がお互いに手を取り合って進めていかなければと考えております。

なお、一連のこの内容につきましては、町長にも随時報告をしております。町長からは、もう

少し長い目で見ながら、町も一緒にサポートをしていきたいと思いますということでもいただいております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 町長がそのように言うのであれば、そのようにして長い目で見ていったらいいと思います。私としては、これは速やかに進めて、いろいろ改善していったほうがいいと考えております。

それでは、続きまして、2番目の質問に参ります。

2番目の英語教育について、ちょっと時間もあれなので。先月、全員協議会の中で副町長からお話がありました。国際交流を含んだ英会話、英語教育について行うということで、それについてお伺いします。

小・中学校の町独自の英語教育に関して、英会話を実体験で使える体験を町ではどう考えているのか。ちなみに、中家町長時代には、韓国への体験があったと聞いております。そのことでお伺いします。

○議長（山本 定生君） 教育長。

○教育長（若山誠一郎君） お答えいたします。

小・中学生の町独自の英語教育において、実体験を重視した英会話の取組は、子供たちが英語を実際に使う機会を提供するために非常に有効です。

現在、本町においては、町内4つの認可保育所と子育て支援センターで、英会話ふれあい事業として英語に慣れ親しみ、身近に感じる機会づくりを継続的に実施しております。吉富町教育委員会としても、英語が教科として位置づけられている5、6年生、外国語活動が必修とされている3、4年生に加え、1、2年生においても地域で運営する英会話教室のネイティブ講師を活用して、実践的な英会話の機会を積極的に設けています。

さらに、この取組に加え、外国の子供たちとの交流する研修の機会を設けることで、異文化に対する理解は、まず、自分とは異なる自然・社会環境の下で営んできた人々の暮らしや文化などに興味・関心を持つこと、そして、実際に体験することから始まりますので、実際の会話を通じて外国語のみならず、その国の歴史や文化を学ぶ機会を提供でき、視野を広げることもできると考えます。

議員がおっしゃいますように、以前、吉富町でも韓国との交流事業や修学旅行が行われていました。私は、25年ほど前、吉富中学校に勤務しておりましたが、ちょうどそのときと重なりますので、そのときの私の経験したことも生かしていきたいと考えております。当時、韓国の子供たちとの交流は、英語によるものでした。お互いが学んでいる外国語を試す機会として、どちら

にもメリットのある取組だったと思います。それがきっかけで外国に興味を持った子供たちも育っております。

いずれにしても、町としては、子供たちにより実践的な英語を提供し、英語を使う自信を育てることを目指しています。

なお、このことは、SDGsの目標の4番目「質の高い教育をみんなに」につながるものと考えます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 教育長の考え、大変感銘を受けました。確かに海外、外国の子供たちの交流、自分とは異なる自然とか暮らし、文化に興味を持つことで視野が広がるということではあると思うんですけど、とてもすばらしい考えで、大変僕もうれしいです。

子供たちが、今、自分たちが暮らしている福岡や日本のことを詳しく知らなくても、僕はまだいいと思っています。それはなぜかという、海外に住む子供たちとそういった交流ができれば、当たり前のように日本のことが聞かれたりします。それは僕も海外に行っていれば、いろいろ20か国ほど行っていましたが、仕事で。いろんなことを聞かれます。日本のことは何か、どんなものか、侍がいるのか、忍者いるのか、そんなことから聞かれます。そういったことを実際問題意識していないと、どう答えていいかわからないみたいなことにもなったりはするので、そういったところの交流を深めて、いろんな話、意見を聞きながら、自分たち、子供たちがそういった新しい興味、また日本のこととか、そういったことに新たに視野を広げて、興味が膨らんでいけばいいんじゃないかなと思うので、そういった国際交流をいち早く進めてほしいという気持ちもあります。

2番目のちょっと質問に参りますが、交流先の選定や交流先も多分決まっていらないと思いますが、先に他国の子供たちを吉富町へ招待してみてもどうかと。交流した上で、これらの国へ今度は吉富町の子供たちを派遣するとか、そういったするのはどうかと、そういった考えはあるか、お聞かせ願います。

○議長（山本 定生君） 教育長。

○教育長（若山誠一郎君） お答えいたします。

他国の子供たちを招待して交流する方法と、その後、自分たちの子供たちを派遣するというアイデアも、有意義で効果的な国際交流を含んだ英語教育のアプローチだと思います。そのような交流をしている町に勤めた経験も踏まえて、吉富町教育委員会としては、まず、町を主体とした交流事業として、希望者による海外研修をすることから実施してはどうかと考えています。双方向の交流につきましては、平行してお互いの期待や条件を明確にし、プログラムの目的や内容を

確立してから進んでいくことが望ましいと考えております。

その理由として、本町の住民の皆さんや子供たちの御家族の受入側としての準備を整えるためには、機運の醸成が欠かせず、超えなければならない課題も多いからです。

しかし、本町に招くという国際交流を通じて、自分の住む町、国への理解が深まり、自己肯定感や自信、郷土への誇りも育てることにもつながっていき、また、地域全体で国際交流を推進することで、多様性の受入れや地域の国際化が進むことが期待されますので、前向きに検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 前向きに検討をぜひお願いしたいです。もし受入れができれば、外国の子供たちがこの吉富町に来てどう感じるか、どんな目線でこの町を見るのか、子供たちも自分たちの町に対して新たに気づくこともありますし、大人たちも気づかされることもあると思います。まだまだちょっとやらかなきゃいけないハードルはたくさんあると思いますけれども、何とぞ前向きに御検討いただければと思います。

すいません。3つ目の質問を飛ばします。3番目の質問を飛ばします。

3つ目の脱炭素、SDGsに実践する町の未来の姿について質問をお伺いいたします。

昨今、SDGsの観点から、再生エネルギーや脱炭素など、吉富町はすごく前向きに取り組んでおられます。その先に、ほかの自治体ですが、一步先の考えとして、市町でエネルギーを作り出す取組をしているところも増えたり、エネルギーを売って利益、税収を増やすことにつなげようとしているところもあります。本州や北海道、日本海の沖合では、洋上風力発電や附帯風力発電など数多く設置される予定となっており、それに伴い、地域の活性化や新たなまちづくりが見込まれます。

そこで出てくるのは、工事業者や管理業者、近隣からの働き手も雇うことができ、周辺の当然飲食店や量販店、不動産など、そういったところも活性化できることも予想できます。自治体の税収が増え、住民に対する還元も大いに期待が予想されているところです。

そんな地理的な自然資源を生かす一方で、こういった事例もあります。質問に参りますが、福岡市は、市民の生活排水、下水から水素を製造しています。要らない捨てるものも町の大事な資源と考えると、町の資源の有効活用や、福岡市のようにエネルギーを作るなどで限られる資源の使い道をどんな方向で考えているのか教えていただけますか。

○議長（山本 定生君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 議員から、今、福岡市が市民の生活排水、いわゆる下水から水素を作っておると、そういった質問をいただきましたので、まずは、福岡市の水素製造の取組に

ついて紹介をさせていただきます。

福岡市は、水素社会の実現に向けて、水素エネルギー関連産業の振興を目的とした福岡市水素リーダー都市プロジェクトというものを推進をしており、水素の需要と供給の両方を拡大するため、市民の生活排水から水素を製造し、燃料電池自動車等へ供給する水素ステーションを2015年、平成27年ですか、に開設をしております。これは、国土交通省の下水道革新的技術実証事業、こういった事業の採択を受けて実施をされているものです。

廃棄物からエネルギーを取り出す方法、こういったものは、ほかにもまだ実践されているものがあるんですが、福岡市は、下水バイオガス由来の水素ステーションの運営としまして、民間会社であるとか、地元の大学が共同事業者ということで、いわゆる産学官ですね。こういったことで、水素燃料のコスト低減研究であるとか、需要の開拓といったことを研究をしております。これは世界初の取組として報じられているところであります。

残念ながら、吉富町では世界をリードするような技術や知識は持ち合わせておりませんが、議員の御質問にありますように、町の資源の有効活用、ここが非常に大切なところだろうと思えます。限りある資源の使い道という点につきましては、住民の毎日の生活の中で発生する、これまで厄介であるものとして考えられてきた下水であるとか生ごみ、そういったものを町の有効な資源というふうに考える考え方、これは非常にこれからの時代には大切なことだと感じますし、SDGsや脱炭素社会のためにも今後検討していかなければならない課題であると思えます。思うんですが、新たな施設の建設費用でありますとか、維持管理のためのコストも同時にやっぱり考慮をしていかなければなりません。下水から水素を作る上で、福岡市も言っておりますが、何より大切なのは、その需要と供給のバランスだと思います。同時に、将来の再生エネルギーを利用する社会構造をも考えますと、一つの自治体だけではなく、社会全体が、あるいは地域が、その方向に向かい実現していくのが理想的ではないかなと考えるところです。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 確かにお金、コスト等大変かかるとは思うんですけども、今後先々10年、20年と吉富町を考えていっていくと、昨今、新聞でちょっとにぎわしましたが、田辺三菱製薬の工場がどうなっちゃうのか、いいほうに向かうのか、悪いほうに向かうのか全く分かりませんが、そこ頼りでやるよりかは、何か新しいものを作っていくという考え方もあるのではないかと思います、こういった意見を発言させてもらって、質問をさせてもらっているんですけども、エネルギーをそういったもらうというよりかは、作る、売る、そういったことができるようになったら非常にいいなと思うんですけども、下水以外に、下水から水素以外に、そういったもので再生できるものというのはあるんでしょうか。

○議長（山本 定生君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 水素以外にという御質問です。

現在、下水の汚泥は、主に建設の資材であるとかセメント原料、あるいは農地への肥料としての還元というようなことで有効利用をされておりますが、近年の動向といたしましては、昨今の世界的な物価高騰というようなことから、肥料の代表的な成分、肥料の代表的な成分といいますと、窒素、リン酸、カリ、N、P、Kですね。そういったところで表されるんですが、そのうちのリン、これが下水の汚泥の中に非常に含まれておるというようなことで、このリンの輸入価格が現在大変高騰しておるというようなことから、下水汚泥に含まれるリンを取り出して、国内流通をさせてはどうか、そういった動きもあります。有効成分を取り出す上で、これらの考え方につきましても、先ほど来から言われている資源の有効活用、限りある資源の使い道という面では、非常に賛同できるものということで考えておりますが、水素にしても、リンにしても、それらを取り出すためには、やはり施設の建設が必要になります。国内におきましても、財政的にそれらの対応が可能な都市部においては、既に下水の汚泥からリンを取り出す、そういった取組が始められているところもありますが、本町のような小規模な自治体では、町単独で始めるには、なかなか非常にハードルが高いというふうに感じております。

とはいうものの、SDGsの実践、脱炭素、いわゆる地球温暖化防止対策や地域資源の有効活用等々の問題は、将来の人口減少問題を考慮した場合、それぞれの市町が独自で個別に対応するより、広域的に対応するほうが良策だと考えます。

現花畑町政が始まって以来、周辺市町との連携しっかり行われておりますので、そういったことを考えますと、例えばですが、県境をも超えたところ、県境などにもこだわらず、一定の間隔で施設が建設をされ、そして、下水汚泥や生ごみを含めたところがエネルギー化される、そして、そのエネルギーが地域で消費される、こんな仕組みが必要ではないかなと思うところです。こういったサイクルが実現するためには、冒頭にも申し上げましたけれども、その地域の需要と供給の両方がもっともっと広がっていかねばならないと考えるところです。そういったことから、議員の皆様にもぜひお力添えをいただきながら、国や県、周辺の市町、民間企業等との連携など、共同での取組が前進するような、そんな状況をつくっていく必要があるのではないかと感じているところです。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 当然費用対効果は無視できない、当然そうなります。課長がおっしゃられたとおり、一自治体では対応できる話ではないと思っています。当然時代的にもそういうようなことで、一つの町・村、そういったレベルで何かをやるというのは当然無理な話でござ

いますので、近隣にいろいろとまとめ上げることをしていただいて、これこそ町長が広域連携組み直したり、再生エネルギーに対する先駆的な取組をやってきたその手腕をぜひ生かしていただいて、10年先、20年先の吉富町の未来を少し考えて動いていただけたら大変ありがたいなどという願いを込めて、次の質問に参ります。

これまでいろいろ進めてこられました脱炭素。脱炭素は、脱炭素で終わってしまったら、あまり意味がないと思っております。CO₂減らしました、SDGs実践しましたというだけではなく、その先にあることで、例えば再生エネルギー、そういったエネルギーの循環などを考えて、町への循環というか、そういった還元をしていってほしいなという考えもあるんですけども、例えば、今、計画中の新しい図書館、総合施設に取り入れるなど、そういったものをエネルギーの循環・還元を入れていったらどうかなというふうに思っています。未来の負の遺産にしないため、ランニングコストの面や修繕費用などを残していけるようにはできないでしょうか。お答え願えますでしょうか。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（別府 真二君） 未来まちづくり課からは、多世代交流型複合施設に関する基本構想を基にお答えします。

先ほど来質問、それから答弁にもございましたが、本年5月23日、令和6年度SDGs未来都市に選定されました。地方創生分野における日本のSDGsモデル構築に向けた取組を提案した自治体のうち、全国24都市の一つに選定され、選定証が授与されました。

選定における提案内容は、「九州一小さな町“吉富町”環境・文化を軸とした挑戦」として、官民連携による脱炭素推進を基本に、住民と行政の協働による環境に優しいまちづくりを目指し、海岸再生など環境美化活動をはじめ、再生可能エネルギー設備の設置など、町が実施する様々な取組とSDGs理念との結びつきが評価、採択されたものと考えます。

多世代交流型複合施設は、御質問にあるような図書館機能を有する施設として、今年度は基本計画の策定に伴い、サウンディング調査とされる対話型の意見交換を、対面方式とウェブ方式の両方向同時による実施を計画しているところです。

事業発案や事業化段階において、事業内容や事業計画に関して、直接対話による住民の意見や新たな提案の把握などを行うことで、対象事業の検討を進展させるための傾聴による情報収集を目的とした調査手法となります。

この多世代複合施設の基本構想では、整備の目的を、子育てサポート、生涯学習サポート、健康サポート等に関する機能を有する施設として、SDGs未来都市推進の拠点施設としての位置づけを同時に持たせ、利用者側からの視点から、施設の在り方や利用に関する意見や提案、施設の効率的な運営、施設の魅力向上やサービスの向上などに関する提案をいただき、デジタル技術

を用いて、地域の個性を生かしながら、社会課題の解決と魅力向上を図る上でも、デジタル田園都市構想交付金を活用したいと考えているところです。

以上です。

○議長（山本 定生君） 住民課長。

○住民課長（南 博己君） 環境面について、住民課のほうからお答えいたします。

近年の公共施設の改修において注目されているものといしまして、ZEB化——ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディングというものがあります。これは、太陽光発電、蓄電池の設置はもちろんのこと、空調や照明を高効率なものにするとともに、壁紙や窓ガラスの材質を変えることによる断熱化や、BEMS——ビルディング・マネジメント・システムと呼ばれる建物全体のエネルギーを可視化して効率のよい管理を行うシステムを導入することで、限りなくエネルギー消費量をゼロに近づける仕組みとなります。

その削減の程度によって補助金を受けられるものもありますので、新規複合施設をはじめ、施設改修の際にも省エネルギー化を念頭に置きたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） ありがとうございます。私なんぞに言われることなく当然考えていらっしやると思うんですけども、あえて聞かせていただきました。そういったいろんな考え方を、議論を重ねていければ、非常にいいものができるんじゃないかなと思うんですけども、今、上毛町でも体育館が建ったりとか、新しいものが建ったりしておりますけども、どれほどのランニングコストがかかるのか、ちょっと考えてみると、意外とぞっとするような金額が出てくるんじゃないかと思えます。例えば、利用者数の町内外の見込みだとか、どのように運営していくのかなど、これからのことだと思うんですけども、そういったことを建てたら建てっぱなしにならないような、そういったことにならないような形で、負の遺産と呼ばれることを残すということではなく、総合的にいろんなことを考えて、エネルギー問題も含めて、町の町民の人々に還元していただければと思います。

以上です。（「議長」と呼ぶ者あり）じゃあ、お願いします。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（別府 真二君） SDGs未来都市の選定の御理解が、町内も含めて、いま一つであるというところを感じております。再度認識をしていただくような広報活動等しっかりと対応しまして、住民の方、それから議員の方からもよく頑張ったねとねぎらいの言葉をいただけるような体制もつくっていきたいと思えます。当然に職員のほうにも、こういった意識を持って日々の業務に励んでいただきたいとも考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） ありがとうございます。SDGsに関しても、脱炭素に関しても、今後、私たちの議会、議員のほうでもそういったことも理解を含めて、より一層吉富町がよりよい方向性に進むよう頑張ってまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

以上になります。

○議長（山本 定生君） これにて一般質問を終わります。

○議長（山本 定生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後2時01分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年 9月17日

議 長

署名議員

署名議員